

那覇市公報

第 1 6 1 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇会計管理者訓令◇

○那覇市会計管理者事務決裁規程の一部を改正する訓令（出納室）…………… 1444

◇告 示◇

○建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について（建築指導課）…………… 1447

○平成 26 年（2014 年）2 月那覇市議会定例会の招集について（総務課）… 1447

○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 1448

○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 1450

○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 1452

○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 1454

○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 1456

○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 1458

○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 1460

○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 1462

○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 1464

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 1466

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）…………… 1467

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について （保護管理課）	1468
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について （保護管理課）	1469
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について （保護管理課）	1470
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について （保護管理課）	1471
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担 当する施術者の指定について（保護管理課）	1472
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術 者の指定について（保護管理課）	1473
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残 留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する 施術者の変更について（保護管理課）	1474

◇ 公 告 ◇

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）	1475
○住民票の職権消除の公示について（市民課）	1476
○那覇広域都市計画事業モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業の規準 及び事業計画の変更に係る縦覧について（市街地整備課）	1476
○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	1477
○平成 26 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託の入札の実施について （管財課）	1478
○那覇市役所本庁舎エスカレーター保守点検業務委託契約の制限付一般競争入札の 実施について（管財課）	1483
○那覇市役所本庁舎エレベーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施に ついて（管財課）	1486

○那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借契約の制限付一般競争入札の実施について（管財課）	1489
○那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について（管財課）	1492
○那覇市役所本庁舎消防用設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（管財課）	1495
○那覇市役所本庁舎空調設備保守点検業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について（管財課）	1498

◇教育委員会規則◇

○那覇市就学援助規則の一部を改正する規則	1501
○那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則	1502
○那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則	1507

◇監査委員公表◇

○平成 25 年度行政監査の結果について（公表）	1513
--------------------------------	------

会計管理者訓令

那覇市会計管理者訓令第1号

平 成 2 6 年 3 月 3 日

那覇市会計管理者事務決裁規程(平成 19 年会計管理者訓令第1号)の一部を次のように定める。

那覇市会計管理者 島 袋 庄 一

那覇市会計管理者事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市会計管理者事務決裁規程（平成19年那覇市会計管理者訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（専決事項） 第3条 室長の専決事項は、次に掲げる事項とする。 （1） 1件<u>3万円</u>以上500万円未満の支出に 関すること。 （2） 事前合議に係る次の事項の審査に 関すること。 ア 1件<u>200万円</u>以上500万円未満の支 出負担行為 イ [略] <u>（3） 前2号に定めるもののほか、定例的、 かつ、軽易な事務処理に関すること。</u> 2 主幹の専決事項は、次に掲げる事項とす る。 （1）～（2） [略] <u>（3） 歳入に係る振替及び更正による整 理に関すること。</u> <u>（4） [略]</u>	（専決事項） 第3条 [略] （1） 1件<u>40万円</u>以上500万円未満の支出 に關すること（次項第6号及び第3項第1 号に定めるものを除く。）。 （2） [略] ア 1件<u>300万円</u>以上500万円未満の支 出負担行為 イ [略] <u>（3） 歳入から歳出又は歳出から歳入に 係る振替に關すること。</u> <u>（4） 前3号に定めるもののほか、定例的 かつ軽易な事務処理に關すること。</u> 2 [略] （1）～（2） [略] <u>（3） [略]</u> <u>（4） 歳入間又は歳出間に係る振替に關 すること。</u> <u>（5） 歳入還付及び歳出戻入に關するこ と。</u> <u>（6） 退職手当及び交際費の支出に關す ること。</u> <u>（7） 1件3万円以上40万円未満の支出に 關すること（前号及び次項第1号に定め るものを除く。）。</u> <u>（8） 事前合議に係る1件300万円未満の 支出負担行為の審査に關すること（賠 償金を除く。）。</u>

3 主査の専決事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 報酬、費用弁償、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、<u>旅費及び交際費</u>の支出に関する<u>こと</u>。 (2) [略] (3) <u>事前合議に係る1件200万円未満の支出負担行為の審査に関すること(賠償金を除く。)</u>。 (4) [略] (5) <u>歳出に係る振替及び更正による整理に関すること</u>。 (6) <u>歳入歳出外現金の受払いに関すること</u>。 (代決) 第6条 [略] 2 室長が専決すべき事項について、室長が不在のときは、<u>主幹</u>が代決する。 3 [略]	(9) <u>歳入歳出外現金に関すること</u>。 3 [略] (1) 報酬、費用弁償、給料、職員手当等(<u>退職手当を除く。</u>)、共済費、賃金、<u>報償費及び旅費</u>の支出に関する<u>こと</u>。 (2) [略] (3) [略] (代決) 第6条 [略] 2 室長が専決すべき事項について、室長が不在のときは、<u>主務の主幹</u>が代決する。 3 [略] 4 <u>前2項の場合において、代決者が不在のときは、専決者の直近の上司が専決者の専決すべき事項を代決する。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 318 号

平成 26 年 2 月 5 日

掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 指定番号：第 10 号
- 2 指定道路の種類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日：平成 26 年 2 月 5 日
- 4 指定道路の位置：那覇市松島二丁目 5 番 13
- 5 指定道路の延長及び幅員：延長 33.06m
幅員 4.00m～5.31m

那覇市告示第 320 号

平成 26 年 2 月 10 日

掲 示 済

平成 26 年（2014 年）2 月那覇市議会定例会の招集について

平成 26 年（2014 年）2 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 26 年 2 月 18 日（火）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第 322 号

平成 26 年 2 月 13 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成25年11月14日

那覇市長 様

那覇市長 翁長 雄志



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	子育て応援課 児童家庭グループ 電話 861-6951 (内2566)
業 務 の 名 称	平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成25年10月1日、平成25年11月11日
目的外利用等をす る個人情報の内容	住所、氏名、世帯数、児童扶養手当受給の有無
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号 実施機関が職務執行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聴いた場合。 (平成18年3月29日審議会承認類型事項の1 実施機関内又は実施機関相互に若しくは国、県等他の行政機関等が法令等に基づく事務に関して、調査、照会等に個人情報を利用させ又は提供することが公益の目的に合致し、本人の権利・利益を侵害しないときに限る)。
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	沖縄県 青少年・児童家庭課
所 管 部 課	子育て応援課

那覇市告示第 323 号

平成 26 年 2 月 13 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

那 消 救 第 1 8 号

平 成 2 5 年 4 月 1 0 日

那 覇 市 長 様

実施機関 消防長 玉城 則雄



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 113件 (第三者行為求償事務)
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成25年 4月 10日
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成25年2月1日から、平成25年3月31日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別 (交通事故・労働災害・加害) 2、搬送者氏名 3、生年月日 4、搬送日 5、搬送者住所 6、収容医療機関
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による、(実施機関が職務遂行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合) 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	那覇市国保長寿医療課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199 (内) 671-1313

那覇市告示第 324 号

平成 26 年 2 月 13 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式(第19条関係)

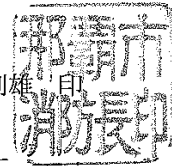
個人情報目的外利用等届出書

那 消 救 第 4 1 号

平 成 2 5 年 6 月 5 日

那 覇 市 長 様

実施機関 消防長 玉城 則雄



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 115件 (第三者行為求償事務)
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成 25年 6月 5日
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成25年4月1日から、平成25年5月31日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別 (交通事故・労働災害・加害) 2、搬送者氏名 3、生年月日 4、搬送日 5、搬送者住所 6、収容医療機関
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による、(実施機関が職務遂行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合) 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	那覇市国民健康保険課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199 (内) 671-1313

那覇市告示第 325 号

平成 26 年 2 月 13 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

那 消 救 第 7 6 号

平 成 2 5 年 8 月 8 日

那 覇 市 長 様

実施機関 消防長 玉城 則雄 印



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 158件 (第三者行為求償事務)
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成 25年 8月 8日
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成25年6月1日から、平成25年7月31日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別 (交通事故・労働災害・加害) 2、搬送者氏名 3、生年月日 4、搬送日 5、搬送者住所 6、収容医療機関
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による、(実施機関が職務遂行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合) 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	那覇市国民健康保険課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 8-67-1199 (内) 671-1313

那覇市告示第 326 号

平成 26 年 2 月 13 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

那 消 救 第 114 号

平 成 25 年 10 月 7 日

那 覇 市 長 様

実施機関 消防長 玉城 則雄



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 145件 (第三者行為求償事務)
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成 25 年 10 月 7 日
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成25年8月1日から、平成25年9月30日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別(交通事故・労働災害・加害) 2、搬送者氏名 3、生年月日 4、搬送日 5、搬送者住所 6、収容医療機関
目的外利用等 をする理由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による、(実施機関が職務遂行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合) 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新たな利用課 又は提供先	那覇市国民健康保険課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199 (内) 671-1313

那覇市告示第 327 号

平成 26 年 2 月 13 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

那 消 救 第 136 号

平 成 25 年 12 月 6 日

那 覇 市 長 様

実施機関 消防長 玉城 則雄



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 126件 (代第3者行為求償事務)
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成 25年 12月 6日
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成25年10月1日から、平成25年11月30日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別 (交通事故・労働災害・加害) 2、搬送者氏名 3、生年月日 4、搬送日 5、搬送者住所 6、収容医療機関
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による、(実施機関が職務遂行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合) 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	那覇市国民健康保険課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199 (内) 671-1313

那覇市告示第 328 号
平成 26 年 2 月 13 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

那 消 救 第 171 号

平 成 2 6 年 2 月 6 日

那 覇 市 長 様

実施機関 消防長 玉城 則雄 印



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 136件 (第三者行為求償事務)
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成 年 月 日
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成25年12月1日から、平成26年1月31日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別 (交通事故・労働災害・加害) 2、搬送者氏名 3、生年月日 4、搬送日 5、搬送者住所 6、収容医療機関
目的外利用等 をする理由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による、(実施機関が職務遂行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合) 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新たな利用課 又は提供先	那覇市国民健康保険課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199 (内) 671-1313

那覇市告示第 329 号

平成 26 年 2 月 13 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成25年4月5日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院

理事長 照喜名 重一



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業 務 の 名 称	診療業務
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成25年 4月 5日
目 的 外 利 用 等 を す る 個 人 情 報 の 内 容	患者氏名、性別、生年月日、現住所、診断名、進行度、 悪性新生物の既往、初診年月日、症状初発年月日、 診断(疑診)年月日、入院の有無、診断方法、治療方法、 現在の状態、紹介した医療機関名、受診動態等 187 件
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	条例第9条第1項第5号に該当(審議会の意見) 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新たな利用課又は提供先	沖縄県知事
所 管 部 課	独立行政法人那覇市立病院 診療情報管理室 電話 884-5111 (内) 347

那覇市告示第 330 号

平成 26 年 2 月 13 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成26年1月15日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院

理事長 照喜名 重一



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内 2 9 4
業 務 の 名 称	診療業務
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成26年 1月 15日
目 的 外 利 用 等 を す る 個 人 情 報 の 内 容	患者氏名、性別、生年月日、現住所、診断名、進行度、 悪性新生物の既往、初診年月日、症状初発年月日、 診断(疑診)年月日、入院の有無、診断方法、治療方法、 現在の状態、紹介した医療機関名、受診動態等 899 件
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	条例第9条第1項第5号に該当(審議会の意見) 平成16年3月29日審議会承認事項 第1号
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	沖縄県知事
所 管 部 課	独立行政法人那覇市立病院 診療情報管理室 電話 884-5111 (内) 347

那覇市告示第 342 号

平成 26 年 3 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
那覇民主診療所	沖縄医療生活協同組合	平成 26 年 1 月 6 日
那覇市松尾二丁目 17 番 34 号		
ミッキー歯科クリニック	医療法人 二十一の会	平成 26 年 1 月 8 日
那覇市首里石嶺町 2 丁目 70 番地 15 コーポ集い 101 号		
そらクリニック	甲口 知也	平成 26 年 2 月 4 日
那覇市安里二丁目 5 番 1 号 インペリアルハイツ喜納Ⅱ 305		

那覇市告示第 343 号

平成 26 年 3 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
ふく薬局 開南バス停前店		平成 26 年 1 月 27 日
名 称	ふく薬局 開南バス停前店 (ふく薬局 かいなん店)	

那覇市告示第 344 号

平成 26 年 3 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	廃止年月日
所 在 地	
ミッキー歯科クリニック	平成 26 年 1 月 8 日
那覇市首里石嶺町 4 丁目 94 番地	

那覇市告示第 345 号

平成 26 年 3 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称 開 設 者	所 在 地 サービスの種類	指定年月日
福祉用具サービスステーションおもと園	那覇市安里一丁目 7 番 3 号 7 階	平成 25 年 4 月 1 日
社会福祉法人おもと会	・ 特定福祉用具販売 ・ 特定介護予防福祉用具販売	
デイサービス ゆがふ	那覇市首里末吉町 1 丁目 153 番地 1 階	平成 26 年 2 月 1 日
有限会社クリエイティブライフ	・ 通所介護 ・ 介護予防通所介護	
グループホームつぼみ	那覇市具志二丁目 18 番 12 号	平成 26 年 2 月 1 日
有限会社 百栄	・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護	
そらクリニック	那覇市安里二丁目 5 番 1 号 インパリアルⅡ喜納Ⅱ 305	平成 26 年 2 月 7 日
甲口 知世	・ 居宅療養管理指導 ・ 介護予防居宅療養管理指導	

那覇市告示第 346 号

平成 26 年 3 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
有限会社かりゆしケアセンター		平成 25 年 11 月 25 日
所在地	那覇市古波蔵一丁目 24 番 21 号 幸ビル 201 号 (那覇市字古波蔵 129 番地 1 幸ビル 201 号)	
那覇民主診療所		平成 26 年 1 月 6 日
所在地	那覇市松尾二丁目 17 番 34 号 (那覇市泉崎二丁目 2 番 5 号)	
介護保険事業所番号	4 7 1 0 1 1 8 1 5 1 (4 7 1 0 1 1 2 2 2 0)	
居宅介護支援事業所 泉崎		平成 26 年 1 月 6 日
所在地	那覇市松尾二丁目 17 番 34 号 4 階 (那覇市泉崎二丁目 2 番 5 号 2 階)	

那覇市告示第 347 号

平成 26 年 3 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	廃止年月日
所 在 地	
株式会社なまくまデイサービスセンター前島	平成 26 年 1 月 31 日
那覇市前島二丁目 18 番 17 号	
デイサービスセンター西町	平成 26 年 1 月 31 日
那覇市西一丁目 20 番 19 号	
小規模多機能型居宅介護事業所 ゆがふ	平成 26 年 1 月 31 日
那覇市首里末吉町 1 丁目 153 番地 1 階	

那覇市告示第 348 号

平成 26 年 3 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施 術 所 名 称	指定年月日
	施 術 所 所 在 地	
大川 健	敬老整骨鍼灸マッサージ院	平成 26 年 1 月 28 日
	那覇市松尾二丁目 19 番 39 号 グリーンハイツ 103	

那覇市告示第 349 号

平成 26 年 3 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく柔道整復を担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施 術 所 名 称	指定年月日
	施 術 所 所 在 地	
翁長 亜衣	ワイズ那覇整骨院	平成 26 年 1 月 27 日
	那覇市田原 3 丁目 1 番地 1 エンゼルハム 101	
大川 健	敬老整骨鍼灸マッサージ院	平成 26 年 1 月 28 日
	那覇市松尾二丁目 19 番 39 号 グリーンハイツ 103	
平良 直樹	鏡原整骨院	平成 26 年 2 月 14 日
	那覇市鏡原町 23 番 10 号	

那覇市告示第 350 号

平成 26 年 3 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく柔道整復を担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 所 名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
おきなほ整骨院		平成 26 年 1 月 6 日
施術所 所在地	那覇市牧志三丁目 9 番 22 号 コストミニオマキ 1 階 (那覇市寄宮二丁目 6 番 10 号)	

公 告

那覇市公告第 440 号

平成 26 年 1 月 30 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・那22号松山線

2 施行者の名称 那 覇 市

3 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課

(2) 期間 平成26年1月30日～平成27年3月31日

那覇市公告第 467 号

平成 26 年 2 月 19 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 468 号

平成 26 年 2 月 19 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業 モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業の規準及び事業計画の変更に係る縦覧について

都市再開発法（昭和 44 年 6 月 3 日法律第 38 号）第 50 条の 9 第 2 項において準用する法第 16 条第 1 項及び同法施行令 3 条の規定に基づき、下記事業に係る図書を 2 週間公衆の縦覧に供します。

なお、当該第一種市街地再開発事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者又は特定事業参加者は、縦覧に供された規準及び事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、沖縄県知事に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項を除きます。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 名 称：モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業
- 2 図 書：規準及び事業計画
- 3 縦覧場所：
那覇市都市計画部市街地整備課（那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁 9 階）
- 4 縦覧期間：
平成 26 年 2 月 19 日から平成 26 年 3 月 5 日まで（土・日曜日及び祝日を除く）
- 5 縦覧時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

那覇市公告第 482 号

平成 26 年 3 月 3 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 25 年 11 月 22 日 第 H25－04 号 那覇市指令都建第 2274 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市首里石嶺町四丁目 477 番 3 他 3 筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 種類 道路
(2) 位置及び区域 次の図の通り
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を那覇市都市計画部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
浦添市伊祖二丁目 2 番 2 号（株）クリアフィールド（代）與座 修
- 5 検査済証番号 平成 26 年 2 月 10 日 那都建第 590 号
- 6 工事完了年月日 平成 26 年 1 月 9 日

那覇市公告第 483 号

平成 26 年 3 月 3 日

平成 26 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託の入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1) 業 務 名 平成 26 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託

(2) 履 行 場 所 別表 1：清掃業務委託各施設

別表 2：警備業務委託各施設

(3) 履 行 内 容 各業務委託の仕様書による

(4) 契約予定日 平成 26 年 4 月 1 日

(5) 履 行 期 間

ア 単年度契約案件

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

イ 長期継続契約案件

(那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
第 2 条第 2 号に基づく長期継続契約)

平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの任意の期間

※特記事項

長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。

1) 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。

2) 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

清掃業務及び警備業務の制限付一般競争入札に参加することができる者は、那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者でなければならない。

3 入札説明会の日時及び場所（本庁舎の駐車場は有料になっています）

（1）清掃業務委託

日 時 平成 26 年 3 月 12 日（水） 13：15 受付開始 13：45 説明開始
場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 A B

（2）警備業務委託

日 時 平成 25 年 3 月 13 日（木） 13：15 受付開始 13：45 説明開始
場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 A B

4 入札執行の日時及び場所（本庁舎の駐車場は有料になっています）

（1）清掃業務委託

日 時 平成 25 年 3 月 26 日（水） 9：00 受付開始 9：30 入札開始
場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 A B

（2）警備業務委託

日 時 平成 25 年 3 月 26 日（水） 13：15 受付開始 14：00 入札開始
場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 A B

5 入札時提出書類

（1）入札書（市様式）

（2）代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

6 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 12 条第 1 項に基づき免除する。

7 落札決定後提出書類（落札者のみ提出）

落札者は、指定された期日までに最低賃金遵守の誓約書（市様式）を各案件の所管課へ提出すること。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- （1） 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- （2） 委任状を持参しない代理人のした入札。
- （3） 入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。
- （4） 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札。
- （5） 入札書の表記金額を訂正した入札。
- （6） 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- （7） 明らかに談合によると認められる入札。
- （8） 他の参加者の代理人を兼ね、又は、二人以上の代理をした入札。
- （9） その他入札に関する条件に違反した入札。

9 郵送による入札は認めない。

10 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

11 お問い合わせ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

別表 1：清掃業務委託各施設

NO	ランク	件名	所管課
1	A	公設市場の清掃業務委託	なはまちなか振興課
2	A	那覇市公民館・図書館清掃業務委託	中央公民館
3	A	那覇市民会館清掃業務	文化振興課
4	A	那覇市役所本庁舎清掃業務委託A	管財課
5	A	那覇市役所本庁舎清掃業務委託B	管財課
6	B	那覇市保健所施設清掃業務委託	健康増進課
7	B	平成26年度交通広場及び情報センター清掃業務委託	道路管理課
8	C	真和志庁舎清掃業務	管財課
9	C	那覇市中心商店街にぎわい広場清掃業務委託	なはまちなか振興課
10	C	新都心銘苅庁舎清掃業務委託契約	まちづくり協働推進課
11	C	首里支所庁舎清掃業務委託	市民課 首里支所
12	C	小禄支所庁舎清掃業務委託	市民課 小禄支所
13	C	那覇市北保健センター清掃業務委託	地域保健課
14	C	那覇市歴史博物館清掃業務委託	文化財課(歴博G)
15	C	壺屋焼物博物館清掃業務委託	文化財課(歴博G)
16	C	平成26年度消防庁舎清掃業務委託契約	消防本部総務課
17	C	路上喫煙禁止地区設置灰皿及び広場清掃委託	なはまちなか振興課

別表2：警備業務委託各施設

NO	ランク	件名	所管課
1	A	公設市場の警備保安業務委託	なはまちなか振興課
2	A	新都心銘苅庁舎警備業務委託	まちづくり協働推進課
3	A	玉陵・識名園警備業務委託	文化財課
4	A	壺屋焼物博物館警備・料金徴収・展示室監視業務委託	文化財課(歴博G)
5	A	那覇市役所本庁舎保安警備及び駐車場管理業務委託	管財課
6	B	那覇市中心商店街にぎわい広場警備常務委託	なはまちなか振興課
7	B	那覇市保健所施設警備業務委託	健康増進課
8	B	首里支所庁舎警備業務委託	市民課 首里支所
9	B	真和志庁舎警備業務	管財課
10	B	小禄支所庁舎警備業務委託	市民課 小禄支所
11	B	那覇市民会館警備業務	文化振興課
12	C	平成26年度エコマール那覇等施設警備業務委託	クリーン推進課
13	C	都市公園巡回警備業務委託(その1)	公園管理課
14	C	平成26年度おもろまち駅情報センター警備業務委託	道路管理課

那覇市公告第 484 号

平成 26 年 3 月 3 日

那覇市役所本庁舎エスカレーター保守点検業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎エスカレーター保守点検業務委託
- (2) 履 行 場 所 那覇市本庁舎
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 履 行 対 象 エスカレーター 4 基（型式:S1000TE-D）
- (4) 履 行 期 間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日
※本事業予算は平成 26 年度当初予算に計上しており、事業の執行は予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。
- (5) 目的 那覇市役所本庁舎に設置しているエスカレーター 4 基を正常かつ良好な運転状態に保つため、定期点検及び故障対策を実施する。
- (6) 概要
 - ・技術員による月に 1 回の巡回点検整備
 - ・法定定期検査
 - ・不時の故障等が発生したときの点検及び修理（24 時間体制）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく「建設業者格付名簿」の業種「機械器具設置」に登録していること。
- (2) 那覇市の市税を完納していること。
- (3) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所

等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。

- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後2年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) 「昇降機検査資格者」資格を有し、かつ、実務経験のある者が3人以上在職していること。
- (13) 制服制度があること。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成26年3月4日（火）～平成26年3月14日（金）
午前9時00分～午後4時00分（12～13時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市本庁舎5階
那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成26年3月10日（月）～平成26年3月14日（金）

質問方法 質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日 平成26年3月24日（月）

回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成26年3月28日（金）

午前10時00分受付開始 午前10時10分入札開始

場 所 那覇市泉崎1-1-1 那覇市本庁舎10階会議室（1001）

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 12 条第 1 項に基づき免除することができる。

8 契約保証金

契約保証金は、那覇市契約規則第 4 条第 1 項第 9 号に基づき免除することができる。

9 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- (10) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問い合わせ

那覇市総務部 管財課 庁舎管理 G
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 485 号

平成 26 年 3 月 3 日

那覇市役所本庁舎エレベーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎エレベーター保守点検業務委託
- (2) 履 行 場 所 那覇市本庁舎
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 履 行 期 間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日
※本事業予算は平成 26 年度当初予算に計上しており、事業の執行は予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。
- (4) 目的 那覇市役所本庁舎に設置しているエレベーター 4 基を正常かつ良好な運転状態に保つため、定期点検及び故障対策を実施する。
- (5) 概要
 - ・技術員による 3 ヶ月に 1 回の巡回点検整備
 - ・監視診断装置による毎月 1 回の点検、又は技術員による毎月 1 回の巡回点検
 - ・不時の故障等が発生したときの点検及び修理（24 時間体制）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく「建設業者格付名簿」の業種「機械器具設置」に登録していること。
- (2) 那覇市の市税を完納していること。
- (3) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札におけ

る営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。

- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) 「昇降機検査資格者」資格を有し、かつ、同一規模の保守点検実務経験が3年以上のある者が3人以上在職していること。
- (13) 制服制度があること。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成26年3月4日（火）～平成26年3月14日（金）

午前9時00分～午後4時00分（12～13時を除く）

（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市本庁舎5階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成26年3月10日（月）～平成26年3月14日（金）

質問方法 質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日 平成26年3月24日（月）

回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成26年3月28日

午前11時00分受付開始 午前11時10分入札開始

場 所 那覇市泉崎1-1-1 那覇市本庁舎10階会議室（1001）

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 12 条第 1 項に基づき免除することができる。

8 契約保証金

契約保証金は、那覇市契約規則第 4 条第 1 項第 9 号に基づき免除することができる。

9 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- (10) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問い合わせ

那覇市総務部 管財課 庁舎管理G
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 486 号

平成 26 年 3 月 3 日

那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借契約
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 業務の目的 本庁舎内に観葉植物を設置し、常に状態の良い状況を保ち来庁する市民に憩いの空間を提供することを目的とする。
- (4) 履 行 期 間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日
※本事業予算については、平成 26 年度当初予算に計上しているところです。事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 営業実績が 2 年以上あること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き

開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

- (9) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (11) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後2年を経過していること。
- (12) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (13) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成26年3月4日（火）～平成26年3月14日（金）
9時00分～16時00分（12時～13時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成26年3月10日（月）～平成26年3月14日（金）
質問方法 質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日 平成26年3月24日（月）
回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成26年3月28日（金）
13時30分受付開始 13時40分入札開始
場 所 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎10階会議室(1001)
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第12条第1項に基づき免除することができる。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- (9) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問い合わせ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 487 号

平成 26 年 3 月 3 日

那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託契約
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 業務の目的 本庁舎外周及び中庭に設置されている植物を常に良好な状態に管理し、庁舎の美観を保つとともに遮熱効果を提供することを目的とする。
- (4) 履行期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日
※本事業予算については、平成 26 年度当初予算に計上しているところ
す。事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 従業員に常勤の者で造園施工管理技術士の資格を有する者が 1 人以上いること。
- (3) 営業実績が 2 年以上あること。
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。

- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後2年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成26年3月4日（火）～平成26年3月14日（金）

9時00分～16時00分（12時～13時を除く）

（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問期間 平成26年3月10日（月）～平成26年3月14日（金）

(2) 質問方法 質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

(3) 回答日 平成26年3月24日（月）

(4) 回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 平成26年3月28日（金）

14時30分受付開始 14時40分入札開始

(2) 場 所 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎10階会議室(1001)

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

(1) 入札書（市様式）

(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第12条第1項に基づき免除することができる。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- （1）入札資格審査申請書
- （2）業務実績表（市様式）
- （3）商業登記簿
- （4）市税完納証明書
- （5）所在地確認資料
- （6）労働保険（労災・雇用）加入証明書
- （7）社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
- （8）暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- （9）その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 488 号

平成 26 年 3 月 3 日

那覇市役所本庁舎消防用設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 契約案件名 那覇市役所本庁舎消防用設備保守点検業務委託
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号）
- (3) 履 行 内 容 仕様書による
- (4) 履 行 期 間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
※本事業予算は平成 26 年度当初予算に計上しており、事業の執行は予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「消防施設」に登録されていること。
- (2) 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 2 ヶ年度において、建築物における消防用設備の保守点検業務を元請として実施した実績があり、当該期間における年度平均の受注金額が 50 万円以上あること。
- (3) 従業員に次の資格を有する者がいること。
 - ・消防設備士免状(甲種 1 ～ 5 類及び乙種 6 類)
 - ・第 1 種消防設備点検資格者免状
 - ・第 2 種消防設備点検資格者免状
 - ・防災管理点検資格者免状
 - ・危険物取扱者免状(乙種 4 類又は甲種)
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における

営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。

- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後2年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成26年3月4日（火）～平成26年3月14日（金）
9時00分～16時00分（12時～13時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成26年3月10日（月）～平成26年3月14日（金）
質問方法 質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日 平成26年3月24日（月）
回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成26年3月28日（金）
15時30分受付開始 15時40分入札開始
場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎10階1001会議室

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第12条第1項に基づき免除する

8 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則（昭和46年那覇市規則第13号）第4条第1項第1号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

9 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- (10) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に違反した入札は無効とします。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問合せ

那覇市役所 総務部 管財課 庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 489 号

平成 26 年 3 月 3 日

那覇市役所本庁舎空調設備保守点検業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎空調設備保守点検業務委託
- (2) 履 行 場 所 那覇市本庁舎
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 空調機型式 EHP 方式、GHP 方式
- (4) 履 行 期 間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日
※本事業予算は平成 26 年度当初予算に計上しており、事業の執行は予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。
- (5) 目的 那覇市役所本庁舎に設置している空調設備を常に良好な状態に維持するとともに、故障を未然防止に図るために実施する。
- (6) 概要
 - ・保全技術員による年 1 回のシーズンイン点検（4 月）
 - ・保全技術員による年 3 回のシーズンオン点検（5～10 月）
 - ・不時の故障等が発生したときの点検及び修理

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく「建設業者格付名簿」の業者「管」に登録していること。
- (2) 那覇市の市税を完納していること。
- (3) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。

- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後2年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) 制服制度があること。
- (13) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成26年3月4日（火）～平成26年3月14日（金）
午前9時00分～午後4時00分（12～13時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市本庁舎5階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成26年3月10日（月）～平成26年3月14日（金）
質問方法 質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日 平成26年3月24日（月）
回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成26年3月28日（金）
午後4時30分受付開始 午後4時40分入札開始
場 所 那覇市泉崎1-1-1 那覇市本庁舎10階会議室（1001）

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第12条第1項に基づき免除することができる。

8 契約保証金

契約保証金は、契約金額(年額)の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則（昭和46年那覇市規則第13号）第4条第1項第1号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

9 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- (10) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問合せ

那覇市総務部 管財課 庁舎管理G
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第2号

平成 26 年 2 月 7 日

公 布 済

那覇市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 添 石 幸 伸

那覇市就学援助規則の一部を改正する規則

那覇市就学援助規則（平成17年那覇市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（就学援助の費目等） 第3条 就学援助の費目は、次のとおりとする。 （1）～（9） 〔略〕 2～3 〔略〕	（就学援助の費目等） 第3条 〔略〕 （1）～（9） 〔略〕 <u>（10） 生徒会費</u> 2～3 〔略〕
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に行われた生徒会費に係る就学援助については、改正後の那覇市就学援助規則の規定により行われたものとみなす。

那覇市教育委員会規則第3号

平成26年2月19日

公 布 済

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 添 石 幸 伸

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記] [別表第2 別記]	[別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
真嘉比小学校	字古島267番地、273番地～331番地、344番地 <u>字真嘉比1番地～279番地、316番地、325番地～331番地、337番地～369番地</u> <u>真嘉比2丁目1番地～2番地</u> 字松川295番地～309番地、311番地～324番地、326番地～436番地、452番地～454番地、460番地～468番地
[略]	
大道小学校	字安里357番地～420番地 字大道1番地～60番地、68番地～173番地 壺屋2丁目5番～15番 字松川265番地～266番地、274番地～279番地、310番地、325番地 松川2丁目4番 三原1丁目(全部)
[略]	
松島小学校	首里末吉町1丁目4番地～203番地 首里末吉町2丁目～4丁目(全部。ただし <u>3丁目39番地～47番地、59番地は銘苅小学校</u>) 字古島219番地、229番地、234番地～237番地、239番地～245番地、263番地～266番地、268番地～270番地、332番地～343番地、345番地～387番地、389番地、391番地～401番地、472番地～542番地 古島1丁目～2丁目(全部) <u>真嘉比3丁目1番地～5番地</u> 字松川459番地、469番地～479番地、486番地～490番地、494番地～531番地、600番地～602番地 <u>松島1丁目1番地～3番地</u> <u>松島2丁目1番地～6番地、松島2丁目7番～11番</u>
[略]	

〔改正後 別記〕

別表第1（第3条関係）

小学校の通学区域

学校名	通学区域
〔略〕	
真嘉比小学校	<u>字大道204番地～211番地、227番地～251番地、300番地</u> 字古島267番地、273番地～331番地、344番地 <u>真嘉比1丁目～2丁目（全部）</u> <u>真嘉比3丁目2番22号～2番30号、6番1号～6番2号、6番13号～6番17号、11番～20番</u> 字松川295番地～309番地、311番地～324番地、326番地～436番地、452番地～454番地、460番地～468番地、 <u>700番地～791番地、800番地</u> <u>松島1丁目9番1号～9番11号、10番～23番</u>
〔略〕	
大道小学校	字安里357番地～420番地 字大道1番地～60番地、68番地～173番地、 <u>200番地～203番地、212番地～225番地</u> 壺屋2丁目5番～15番 字松川265番地～266番地、274番地～279番地、310番地、325番地 松川2丁目4番 三原1丁目（全部）
〔略〕	
松島小学校	首里末吉町1丁目4番地～203番地 首里末吉町2丁目～4丁目（全部。 <u>ただし、3丁目39番地～47番地、59番地は、銘苅小学校</u> ） 字古島219番地、229番地、234番地～237番地、239番地～245番地、263番地～266番地、268番地～270番地、332番地～343番地、345番地～387番地、389番地、391番地～401番地、472番地～542番地 古島1丁目～2丁目（全部） <u>真嘉比3丁目2番1号～2番21号、2番31号～2番46号、3番～5番、6番3号～6番12号、7番～10番、1番地～5番地</u> 字松川459番地、469番地～479番地、486番地～490番地、494番地～531番地、600番地～602番地 <u>松島1丁目1番～8番、9番12号～9番23号、1番地～3番地</u> <u>松島2丁目（全部）</u>
〔略〕	

[改正前 別記]

別表第2(第3条関係)

中学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
真和志中学校	字安里7番地～10番地、13番地～17番地、21番地～25番地、29番地～30番地、36番地～86番地、89番地～138番地、155番地～161番地、163番地～190番地、196番地～200番地、205番地、357番地～420番地、491番地～521番地 安里1丁目～3丁目(全部) 字大道1番地～60番地、68番地～173番地 字松川265番地～266番地、274番地～279番地、295番地～301番地、303番地～317番地、321番地～327番地 松川1丁目1番～6番 松川2丁目1番～7番 三原1丁目(全部) 三原2丁目7番～30番 おもろまち1丁目(全部)
[略]	
松島中学校	首里末吉町1丁目4番地～203番地 首里末吉町2丁目～4丁目(全部) <u>字古島1番地～15番地、17番地～20番地、25番地～26番地、28番地～29番地、33番地～34番地、219番地、229番地、234番地～237番地、239番地～245番地、263番地～270番地、273番地～387番地、389番地、391番地～401番地、472番地～542番地</u> 古島1丁目～2丁目(全部) <u>字真嘉比1番地～279番地、316番地、325番地～331番地、337番地～369番地</u> <u>真嘉比2丁目1番地～2番地</u> <u>真嘉比3丁目1番地～5番地</u> 字松川302番地、318番地～320番地、328番地～436番地、452番地～454番地、459番地～479番地、486番地～531番地、600番地～602番地 <u>松島1丁目1番地～3番地</u> <u>松島2丁目1番地～6番地、松島2丁目7番～11番</u> 銘苅1丁目(全部) おもろまち4丁目(全部)
[略]	

[改正後 別記]

別表第2(第3条関係)

中学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
真和志中学校	字安里7番地～10番地、13番地～17番地、21番地～25番地、29番地～30番地、36番地～86番地、89番地～138番地、155番地～161番地、163番地～190番地、196番地～200番地、205番地、357番地～420番地、491番地～521番地 安里1丁目～3丁目(全部) 字大道1番地～60番地、68番地～173番地、 <u>200番地～203番地、212番地～225番地</u> 字松川265番地～266番地、274番地～279番地、295番地～301番地、303番地～317番地、321番地～327番地 松川1丁目1番～6番 松川2丁目1番～7番 三原1丁目(全部) 三原2丁目7番～30番 おもろまち1丁目(全部)
[略]	
松島中学校	首里末吉町1丁目4番地～203番地 首里末吉町2丁目～4丁目(全部) <u>字大道204番地～211番地、227番地～251番地、300番地</u> <u>字古島(全部)</u> 古島1丁目～2丁目(全部) <u>真嘉比1丁目～3丁目(全部)</u> 字松川302番地、318番地～320番地、328番地～436番地、452番地～454番地、459番地～479番地、486番地～531番地、600番地～602番地、 <u>700番地～791番地、800番地</u> <u>松島1丁目～2丁目(全部)</u> 銘苅1丁目(全部) おもろまち4丁目(全部)
[略]	

那覇市教育委員会規則第4号

平 成 2 6 年 2 月 1 9 日

公 布 済

那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 添 石 幸 伸

那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公民館条例施行規則（平成22年那覇市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（開館時間）</u> <u>第2条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u> <u>（休館日）</u> <u>第3条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</u> <u>（1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に定める国民の祝日</u> <u>（2） 慰霊の日 6月23日</u> <u>（3） 12月29日から翌年の1月3日まで（ただし、第1号に定める日を除く。）</u> <u>（利用許可の申請）</u> <u>第4条 条例第6条の規定により公民館の利用許可を受けようとする者は、那覇市公民館利用許可申請書により教育長に申請しなければならない。</u> 2 [略] <u>第5条～第6条 [略]</u> <u>（使用料の納付）</u> <u>第7条 条例第7条第1項に規定する使用料は、利用する日までに納付しなければならない。</u> <u>（使用料の還付）</u> <u>第8条 条例第7条第2項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</u> <u>（1）～（2） [略]</u> 2～3 [略]	<u>（利用許可の申請）</u> <u>第2条 条例第8条の規定により公民館の利用許可を受けようとする者は、那覇市公民館利用許可申請書により教育長に申請しなければならない。</u> 2 [略] <u>第3条～第4条 [略]</u> <u>（使用料の納付）</u> <u>第5条 条例第9条第1項に規定する使用料は、利用する日までに納付しなければならない。</u> <u>（使用料の還付）</u> <u>第6条 条例第9条第2項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</u> <u>（1）～（2） [略]</u> 2～3 [略]

(使用料の減免)

第9条 条例第8条の規定により使用料を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

- (1) 条例第8条第1号から第3号までの規定に該当する場合 全額
- (2) 条例第8条第4号及び第5号の規定に該当する場合 使用料(冷房料を除く。次号において同じ。)の2分の1の額
- (3) 条例第8条第6号の規定に該当する場合 全額又は使用料の2分の1の額

2～3 [略]

(観覧料の納付)

第10条 条例第9条第1項に規定する観覧料は、観覧するときまでに納付しなければならない。

(観覧料の還付)

第11条 条例第9条第2項ただし書の規定により観覧料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1)～(2) [略]

2～3 [略]

(観覧料の減免)

第12条 条例第10条の規定により観覧料の全額を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1)～(13) [略]

2 条例第10条の規定に基づき、本市内に住所を有する満65歳以上の者が個人で観覧する場合は、観覧料の2分の1の額を免除する。この場合において、免除額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

3～4 [略]

第13条～第15条 [略]

(非常勤の館長)

(使用料の減免)

第7条 条例第10条の規定により使用料を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

- (1) 条例第10条第1号から第3号までの規定に該当する場合 全額
- (2) 条例第10条第4号及び第5号の規定に該当する場合 使用料(冷房料を除く。次号において同じ。)の2分の1の額
- (3) 条例第10条第6号の規定に該当する場合 全額又は使用料の2分の1の額

2～3 [略]

(観覧料の納付)

第8条 条例第11条第1項に規定する観覧料は、観覧するときまでに納付しなければならない。

(観覧料の還付)

第9条 条例第11条第2項ただし書の規定により観覧料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1)～(2) [略]

2～3 [略]

(観覧料の減免)

第10条 条例第12条の規定により観覧料の全額を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1)～(13) [略]

2 条例第12条の規定に基づき、本市内に住所を有する満65歳以上の者が個人で観覧する場合は、観覧料の2分の1の額を免除する。この場合において、免除額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

3～4 [略]

第11条～第13条 [略]

(非常勤の館長)

第16条 館長(中央公民館の館長を除く。)は、非常勤とすることができる。

2～3 [略]

第14条 館長(中央公民館及び指定管理者が管理を行う公民館の館長を除く。)は、非常勤とすることができる。

2～3 [略]

(公告)

第15条 教育長は、条例第19条第1項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 名称及び位置

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定管理者の指定の予定期間

(4) 条例第19条第2項の申請(次条において「指定申請」という。)の方法

(5) その他教育長が必要と認める事項
(指定申請)

第16条 指定申請は、教育長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第19条第3項の教育委員会規則で定める申請書は、那覇市公民館指定管理者指定申請書とする。

3 条例第19条第3項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定款又は寄附行為(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(2) 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書

(3) 役員の名簿及び履歴書

(4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(5) 指定申請の日の属する事業年度の
前事業年度における期末の財産目録及び
収支決算書

(6) 指定申請の日の属する事業年度に
おける事業計画書及び収支予算書

(7) 指定管理者の指定の予定期間に属
する各年度の公民館の管理に係る事業
計画書及び収支予算書

	(8) <u>その他教育長が必要と認める書類（指定等）</u> <u>第17条 教育長は、条例第19条第1項の規定による指定をするときは、那覇市公民館指定管理者指定書を交付する。</u> <u>2 教育長は、条例第19条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市公民館指定管理者不指定通知書を交付する。</u> <u>（協定）</u> <u>第18条 指定管理者は、教育委員会と公民館の管理に関する協定を締結する。</u> <u>2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</u> <u>（1）事業計画に関する事項</u> <u>（2）利用料金に関する事項</u> <u>（3）管理に要する費用に関する事項</u> <u>（4）管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項</u> <u>（5）管理の業務の報告に関する事項</u> <u>（6）指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項</u> <u>（7）その他教育長が必要と認める事項（準用）</u> <u>第19条 第2条から第7条まで、第11条及び第12条の規定は、指定管理者に公民館の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u> <u>〔表 別記〕</u> <u>第20条 〔略〕</u>
<u>第17条 〔略〕</u> 備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 5 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

〔改正後 別記〕

〔第19条の表〕

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第1項	条例第8条	条例第24条において準用する条例第8条
第2条から第4条まで、第6条、第7条、第11条及び第12条	教育長	指定管理者
第3条	前条第1項	第19条において準用する前条第1項
第4条第1項	前条	第19条において準用する前条
第5条の見出し	使用料の納付	利用料金の支払い
第5条	条例第9条第1項	条例第24条において準用する条例第9条第1項
	使用料	利用料金
	納付しなければならない。	支払わなければならない。
第6条（見出しを含む。）及び第7条（見出しを含む。）	使用料	利用料金
第6条第1項	条例第9条第2項ただし書	条例第24条において準用する条例第9条第2項ただし書
第6条第2項	那覇市公民館使用料還付申請書	那覇市公民館利用料金還付申請書
第6条第3項	那覇市公民館使用料還付通知書	那覇市公民館利用料金還付通知書
第7条第1項	条例第10条	条例第24条において準用する条例第10条
	条例第10条第1号から第3号まで	条例第24条において準用する条例第10条第1号から第3号まで
	条例第10条第4号及び第5号	条例第24条において準用する条例第10条第4号及び第5号
	条例第10条第6号	条例第24条において準用する条例第10条第6号
第7条第2項	那覇市公民館使用料減免申請書	那覇市公民館利用料金減免申請書
第7条第3項	那覇市公民館使用料減免通知書	那覇市公民館利用料金減免通知書

監査委員公表

那監公表第 6 号
平成 26 年 3 月 3 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	翁 長 俊 英
同	亀 島 賢 二 郎

平成 25 年度行政監査の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、平成 25 年度行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

なお、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、生涯学習課、市民スポーツ課及び文化財課の監査については新城和範委員が、議会事務局庶務課の監査については翁長俊英委員及び亀島賢二郎委員が関与していない。

第1 監査の概要

1 監査の根拠等

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、那覇市監査基準第14条第3号及び那覇市行政監査実施要領により実施した。

2 監査のテーマ

「補助金の交付事務について」

3 監査の目的

本市の補助金は、地方自治法に基づき公益上の必要性から交付しているものであるが、その種類及び態様は多種多様であり、総支出金額も多額となっている。一方、本市の財政運営は厳しい状況が続いており、より一層の財政改革が求められている。このようななか、本市の補助金について、その必要性、公益性、有効性、妥当性等について十分な検討が行われているかを主眼として監査し、また、交付事務が適切に行われているかを検証することによって、補助金の交付事務についての適正な執行に資することを目的とする。

4 監査の対象範囲

平成24年度一般会計・特別会計歳出決算に係る補助金の支出があった事業（19節負担金、補助及び交付金02細節補助金の支出に限る。）は、全部で150事業であるが、これらの事業のうち、那覇市単独の財源に係る補助金の監査を実施することとした。国庫補助金、県補助金の交付事務は、国、県による監査が実施されており、市単独補助金の交付事務については、市単独のみで行うものである。このことから、市単独補助金の交付事務の適正手続及び適正執行について、十分な監査をするという観点から、今回の行政監査を実施することとした。そのなかから、支出金額、補助事業の多い課、成果の有無等を勘案し、監査対象事業を50事業とした。

5 監査の実施期間

平成25年10月8日から平成26年2月5日まで

6 監査の実施方法

抽出した50事業について調査票の作成及び資料の提出を求め、監査を実施した。そのうちの4事業については、直接、補助事業を実施した場所への現地視察を行い、補助事業者等から補助事業の実施状況等の事情を聴取した。（平成24年度所管部課の事業を平成25年度の新組織で引き継いだ所管部課が対応した。）

7 監査の項目及び主な着眼点

(1) 補助金交付の必要性・公益性について

①補助金の交付目的（公益上の必要性）は明確にされているか。

②補助金の交付対象者は適切か。

- ③財源の確保がされているか。
- ④交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。また、補助金の必要性などについて、逐次見直しを行っているか。
- ⑤交付終期の設定がなされる必要性はないか。
- (2) 補助金交付対象事業の有効性・妥当性について
 - ①補助金交付に際して要綱等が適正に設定されているか。
 - ②補助金額の積算根拠は明確に定められているか。
 - ③補助金の額の算定は妥当か。
 - ④補助金の効果及び条件の履行確認は、適正になされているか。
 - ⑤補助金のほかに行政効果を向上させる方法はないか。
- (3) 補助金に関する事務処理等について
 - ①補助金交付に関する事務処理は適切に行われているか。
 - ②補助金交付申請及び事業実績報告における書類審査等は適切に行われているか。
 - ③補助事業者への指導は十分に行われているか。

第 2 補助金の概要

1 補助金の定義

地方自治法第 232 条の 2 は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しており、補助金の地方公共団体における法的な根拠となっている。補助金の定義は、法令上必ずしも明確でなく、一般的には特定の事業、研究等の育成、助長をするために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものであるといわれている。また、行政実例（昭和 28 年 6 月 29 日）として「公益上必要であるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要かどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」とある。

2 補助金支出の制限

補助金支出の制限として憲法第 89 条（公の財産の用途制限）がある。「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定されている。

3 補助金支出の方法

補助金の支出の方法として、政務調査費（平成 25 年度からは政務活動費）を除き、条例で定める旨の義務規定がないため、一般的に地方公共団体は、規則、要綱等を策定し、手続きを明確にすることによって補助金の支出を規制している。

本市では、那覇市補助金等交付規則（昭和 52 年規則第 34 号）に基づき補助金等（補助金、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金であって、市長が別に定めるもの。以下同じ。）の交付に関する基本的事項を定め、その他規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるとして各課が個別の要綱等で定めている。

4 補助金等に関する基本指針について

本市には、平成 17 年 1 月に策定された「補助金等に関する基本指針（補助金等の透明性、公平性を確保するための指針）」（以下「基本指針」という。）がある。この基本指針の目的として、①本市の補助金採択等に関する明確な基準、②補助対象経費における基準等を示し、補助金について抜本的に見直す必要性及び見直す視点として、単に縮減、廃止ということではなく、市民や市民団体などの多様な主体と行政の「協働」を前提にすることが大切であると定めている。また、同基本指針は、市民意識の高揚と行政の意識改革の中で、公平性・透明性・公益性が確保され、市民の利益に役立つような活動を支援する新たな枠組みとして、市民参加を原点に、基準策定、審査機関の設置など新たな補助金制度を構築するという視点でも定めている。

5 平成 24 年度那覇市歳入歳出決算における補助金

平成 24 年度那覇市歳入歳出決算における補助金の金額は、150 事業、予算現額 19 億 2,631 万 6,000 円、支出額（決算額）14 億 6,115 万 5,090 円、事故繰越額 0 円、明許繰越額 3 億 909 万 7,791 円、不用額 1 億 5,606 万 3,119 円、執行率 75.9%となっている。

予算現額 A (円)	支出額(決算額)B (円)	事 故 繰 越 (円)	明許繰越 (円)	不用額 (円)	執 行 率 B/A(%)
1,926,316,000	1,461,155,090	0	309,097,791	156,063,119	75.9

第 3 監査の結果

1 監査対象 50 事業の平成 24 年度那覇市歳入歳出決算

監査対象補助金 50 事業における平成 24 年度那覇市歳入歳出決算の金額は、予算現額 4 億 6,251 万円、支出額（決算額）4 億 5,282 万 9,739 円、事故繰越額 0 円、明許繰越額 0 円、不用額 968 万 261 円、執行率 97.9%となっている。

予算現額 A (円)	支出額(決算額)B (円)	事 故 繰 越 (円)	明許繰越 (円)	不用額 (円)	執 行 率 B/A(%)
462,510,000	452,829,739	0	0	9,680,261	97.9

2 監査委員による指摘事項等について

監査対象補助金 50 事業に係る監査の結果、定期監査実施要領を準用し、下記表のとおり指摘事項等とする。

（複数の指摘事項等がある場合は、上位の指摘事項等を表記している。）

平成 25 年度（平成 24 年度実施事業）行政監査対象補助金一覧表

（単位：円）

整理 番号	課名	事業名	支出額 (決算額)	指 摘 事項等
1	市民生活安全課	那覇市交通安全市民運動推進協議会事業補助金	3,481,000	注意
2		スクールゾーン委員会交通安全対策事業補助金	2,396,691	注意
3		保灯設置事業補助金	2,215,200	—

4		那覇・豊見城地区防犯協会補助金	1,892,485	注意
5		那覇・豊見城地区交通安全協会補助金	759,799	注意
6	生涯学習課	育英事業	5,646,000	注意
7		那覇市PTA連合会運営補助金	1,976,000	注意
8	健康推進課	保健衛生団体補助	3,098,473	是正
9	議会事務局庶務課	政務調査費	42,930,000	是正
10	まちづくり協働推進課	那覇市連絡事務委託及び受託自治会補助事業	21,965,977	—
11		那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金	3,600,000	—
12		自治会長連合会補助金	3,000,000	—
13		小学校区コミュニティモデル事業	2,658,832	是正
14		協働によるまちづくり事業補助金	1,861,850	—
15	観光課	観光協会事業補助金	33,994,000	—
16		観光協会運営補助金	29,376,637	—
17	文化振興課	文化協会助成事業	1,800,000	是正
18	環境政策課	住宅用太陽光発電・太陽熱利用システム導入促進助成事業	7,250,000	—
19	福祉政策課	那覇市社会福祉協議会補助金	67,838,426	是正
20		那覇市民生委員児童委員連合会補助金	22,388,000	是正
21		那覇市地域福祉基金助成事業	10,628,687	是正
22		那覇保護区保護司会補助金	2,118,024	—
23		那覇市連合遺族会運営補助金	319,000	—
24	ちゃーがんじゅう課	那覇市シルバー人材センター運営補助金	13,546,000	是正
25		高齢者公共交通割引制度	3,902,000	—
26	障がい福祉課	那覇市身体障害者福祉協会運営補助金	1,000,000	是正
27		地域活動支援センターⅢ型販路拡大支援事業	600,000	—
28	商工農水課	企業立地促進奨励助成事業	10,190,365	注意
29		那覇商工会議所事業費助成	3,240,000	是正
30		日本商工会議所青年部第32回全国大会おきなわ那覇大会事業費補助金	3,000,000	注意
31		障がい者雇用安定化推進事業	1,667,000	注意
32		小口資金融資事業	1,066,000	—
33		若年者雇用安定化推進事業	720,000	注意
34		補助金(団体補助)	282,000	是正
35		営農指導等促進事業(補助金)	65,000	—
36	なはまちなか振興課	頑張るマチグー支援事業	24,989,000	—
37	こどもみらい課	障がい児保育事業(認可)	52,325,000	—
38		保育所地域活動事業(認可)	13,297,000	—
39		一時保育事業(認可)	8,156,000	—
40	子育て応援課	地域組織活動育成事業	1,760,000	注意
41		母子家庭等職業自立支援事業奨励金	1,303,000	—
42	青少年育成課	補助金(那覇市青少年健全育成市民会議)	3,572,000	是正
43		補助金(那覇市青年団体連絡会)	1,530,000	是正
44		日本ボーイスカウト沖縄県連盟運営補助金	83,000	是正
45	道路管理課	私道整備補助金	4,948,000	注意
46	市民スポーツ課	第64回沖縄県民体育大会先島地区開催に伴う派遣補助金	11,149,950	—

47		那覇市体育協会運営補助金	4,571,000	注意
48		天皇賜杯第67回全日本軟式野球選手権大会補助金	1,000,000	—
49	学校教育課	那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金	3,638,950	是正
50	文化財課	新垣家住宅保存整備事業	8,033,393	注意

（課名は、平成 24 年度の行政組織における課名としている。）

参考

定期監査実施要領（抜粋）

（平成 21 年 3 月 25 日監査委員決定）

那覇市監査基準第 2 章第 1 節第 14 条第 1 号に規定する定期監査の実施要領を次のように定める。

第 6 監査後の処理

- 1 監査終了後、監査対象機関等の長に対して監査結果の概要を「指摘事項等」として、文書により示すものとする。
- 2 指摘事項等は、次の区分によるものとする。
 - (1) 指摘事項
重大な違法、不当及び不正の状況への指摘とする。
 - (2) 是正事項
改善を要する悪い状況を改め正すこと。
 - (3) 注意事項
好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べることとする。
 - (4) 要望事項
予算執行の効果や事業成績の見地から事態の向上を求め望むこととする。

3 事業別の指摘事項等

事業別の指摘事項等は、次のとおりである。

○市民生活安全課

（整理番号 1）（那覇市交通安全市民運動推進協議会事業補助金、348 万 1,000 円）

（整理番号 2）（スクールゾーン委員会交通安全対策事業補助金、239 万 6,691 円）

共通事項

補助金の種別について（注意事項）

那覇市交通安全市民運動推進協議会及びスクールゾーン委員会への補助金は、団体運営費補助として交付されているが、個別事業に係る経費であり、那覇市の補助金等に関する基本指針における団体運営費補助とは思われない。補助事業の性格を踏まえ事業費補助として交付するよう検討されたい。

（整理番号 4）（那覇・豊見城地区防犯協会補助金、189 万 2,485 円）

（整理番号 5）（那覇・豊見城地区交通安全協会補助金、75 万 9,799 円）

共通事項

補助金の支出科目について（注意事項）

那覇・豊見城地区防犯協会及び那覇・豊見城地区交通安全協会への補助金は、団体運営費補助として交付されているが、その金額の算定方法は、人口を基準

に財団法人南部振興会及び南部市町村会において決定されている。
法令によって定められて支出するものではないが、行政として義務的要素が強い団体負担金と思われるので、補助金ではなく負担金として取扱うよう検討されたい。

○生涯学習課

（整理番号 6）（育英事業、564 万 6,000 円）

（整理番号 7）（那覇市 P T A 連合会運営補助金、197 万 6,000 円）

共通事項

補助金の交付事務について（注意事項）

那覇市育英会補助金交付要綱及び那覇市生涯学習振興費補助金交付要綱において、交付申請があったときは速やかに当該申請の内容審査を行い、交付決定をしたときは、申請者に通知するものとしている。しかし、実際は交付申請から交付決定まで約 1 ヶ月を要している。交付団体の事業運営に支障がないように、速やかに交付決定事務を行われたい。

○健康増進課（旧健康推進課）

（整理番号 8）（保健衛生団体補助）のうち、以下の 2 補助金

（整理番号 8－1）（沖縄県ゆうな協会団体運営補助金、59 万 9,832 円）

（整理番号 8－3）（デンタルフェア事業開催補助、62 万円）

共通事項

実績報告書に係る審査について（是正事項）

補助対象事業の履行確認は、提出された実績報告書で行っているが、その際、所管課による領収書等の証拠書類による確認は行われていない。

那覇市補助金等交付規則第 13 条では、補助金等の額の確定について、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により調査をするよう規定されている。所管課による領収証等の証拠書類による審査を行い、実効性のある実績報告の調査確認を実施されたい。

（整理番号 8）（保健衛生団体補助）のうち、以下の 2 補助金

（整理番号 8－1）（沖縄県ゆうな協会団体運営補助金）

（整理番号 8－4）（那覇看護専門学校運営補助金、150 万円）

共通事項

補助金の事務処理について（注意事項）

補助金交付団体からの実績報告書が遅れたことにより、補助金確定通知書への遡及押印が行われている。公印の遡及押印は好ましいことではなく、交付団体に対し実績報告書を早めに提出するよう指導されたい。

また、補助対象事業期間等の見直しを行い、年度内に事務処理が完結できるようにされたい。

（整理番号 8）（保健衛生団体補助）のうち、以下の 1 補助金

（整理番号 8－1）（沖縄県ゆうな協会団体運営補助金）

補助金の支出科目について（注意事項）

沖縄県ゆうな協会への補助金は、団体運営費補助として交付されているが、

金額の算定方法は、人口を基準に沖縄県市長会において、県内の全市に対し、決定されている。

法令によって定められて支出するものではないが、行政として義務的要素が強く、補助金ではなく負担金として取扱うよう検討されたい。

（整理番号8）（保健衛生団体補助）のうち、以下の1補助金

（整理番号8－2）（那覇市献血推進協議会事業補助金、37万8,641円）

補助金の種別について（注意事項）

那覇市献血推進協議会への補助金は、団体運営費補助として交付されているが、献血思想の普及啓発、安定的な安全血液の確保等の事業を検討するために設置された組織であり、那覇市の補助金等に関する基本指針における団体運営費補助とは思われない。補助事業の性格を踏まえ事業費補助として交付するよう検討されたい。

（整理番号8）（保健衛生団体補助）のうち、以下の1補助金

（整理番号8－3）（デンタルフェア事業開催補助）

補助金の種別について（注意事項）

デンタルフェア事業への補助金は、団体運営費補助として交付されているが、イベント開催のための補助金であり、那覇市の補助金等に関する基本指針における団体運営費補助とは思われない。補助事業の性格を踏まえ事業費補助として交付するよう検討されたい。

○議会事務局庶務課

（整理番号9）（政務調査費、4,293万円）

政務調査費（現政務活動費）の事務処理について（是正事項）

那覇市議会政務調査費の交付に関する規程第6条第2項において、議長は、提出された収支報告書に領収書等証拠書類の写しを添えて市長に送付するものとされているが、送付されていない。

当該規定を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

○まちづくり協働推進課

（整理番号13）（小学校区コミュニティモデル事業、総額265万8,832円）

（1）飲食代の支出について（注意事項）

石嶺小学校区まちづくり協議会（モデル事業）に交付する補助金は、小学校区を1つのエリアとした地域に存在する各団体・個人の主体的な連携と地域課題解決への取り組みを支援するために交付されるものである。補助事業終了後に提出された領収書等を確認したところ、役員会、懇親会等に「飲食代」として支出されているのが散見された。補助金額80万円に対し、24万1,590円が「飲食代」として支出されており、30.2%の割合となっている。

「飲食代」を補助対象経費として支出する場合には社会通念上、妥当な範囲内となるよう具体的に補助金交付要綱に明記するように検討されたい。

（2）実績報告書に係る審査について（是正事項）

石嶺小学校区まちづくり協議会（モデル事業）の収支決算書を確認したところ、本来は活動事業費とされるべき経費が事務運営費に分類されていた。所管課においては、実績報告書に添付された領収証等の証拠書類を確認し、

適切な支出であるか否かを審査されたい。

(3) 補助金交付要綱の見直しについて（注意事項）

那覇市校区まちづくり協議会モデル実施要綱第 8 条第 4 項の規定は、事務運営費から活動事業費への流用については、モデル事業であることから柔軟に対応できるようにするため、市長の承認を得ないでこれを行うことができる旨規定されている。

しかしながら、当該補助金事業の適正な執行を図る観点から、那覇市補助金等交付規則第 6 条第 1 項第 1 号の趣旨に立ち戻って、事業変更申請書等で市長の承認を得ることができるよう当該要綱の見直しを検討されたい。

○文化振興課

(整理番号 17)（文化協会助成事業、180 万円）

実績報告書に係る審査について（是正事項）

那覇市文化協会に交付している育成事業補助金は、事務局職員の人件費に充当されている。事業終了後に提出されている収支決算書の審査は行われているが、その裏付けとなる給与明細書の確認がされていなかった。

実績報告の審査に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

○福祉政策課

(整理番号 19)（那覇市社会福祉協議会補助金、6,783 万 8,426 円）

実績報告書に係る審査について（是正事項）

地域福祉活動を目的とする事業の推進を促し、地域福祉の推進を図るため、那覇市社会福祉法人の助成に関する条例第 2 条に基づき、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会に交付する補助金である。

実績報告の審査に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

(整理番号 20)（那覇市民生委員児童委員連合会補助金、2,238 万 8,000 円）

補助金の充当先及び実績報告書に係る審査について（是正事項）

本市の地域福祉を支える当該団体へ補助することで、民生委員活動が活性化することにより、本市の地域福祉の向上を図ることを目的として交付している。

補助金の充当先費目が、明確にされていないため、実績報告での履行確認が適切に行われていない。充当先費目を明確にされ、実績報告の審査に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

(整理番号 21)（那覇市地域福祉基金助成事業、1,062 万 8,687 円）

補助金の充当先及び実績報告書に係る審査について（是正事項）

地域における在宅福祉、健康・生きがいづくり等、保健福祉の向上を目的として、社会福祉に係る活動実績のある団体が実施する事業に対する補助金である。平成 24 年度は、24 団体の交付先に補助金を交付している。実績報告の審査に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

また、那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱第 4 条に基づき補助対象経費として食糧費が認められているが、事業支出総額に占める食糧費の割合が高いと思われる事業が見受けられた。食糧費については、使途が適切であるか領収書等による確認を行うとともに、食糧費のあり方、交付要綱の見直しも含め検討されたい。

○ちゃーがんじゅう課

（整理番号 24）（那覇市シルバー人材センター運営補助金、1,354 万 6,000 円）

実績報告書に係る審査について（是正事項）

高齢者が就業を通して生きがいの発見や社会参加を図ることを目的とし、高齢者就業機会確保事業等の運営補助として交付している。

実績報告の審査に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

○障がい福祉課

（整理番号 26）（那覇市身体障害者福祉協会運営補助金、100 万円）

補助金の種別及び実績報告書に係る審査について（是正事項）

身体障がい者の福祉の向上を図るため、那覇市身体障害者福祉協会に対する団体補助として交付している。本市の補助金等に関する基本指針では、団体運営費補助は、通算3年程度で見直すものと示されており、今後、団体運営費補助か事業費補助かの補助金の種別のあり方について検討されたい。また、実績報告の審査に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

○商工農水課

（整理番号 28）（企業立地促進奨励助成事業、1,019 万 365 円）

（整理番号 29）（那覇商工会議所事業費助成、324 万円）

（整理番号 30）（日本商工会議所青年部第 32 回全国大会おきなわ那覇大会事業費補助金、300 万円）

（整理番号 31）（障がい者雇用安定化推進事業、166 万 7,000 円）

（整理番号 33）（若年者雇用安定化推進事業、72 万円）

共通事項

受付印の押印について（注意事項）

補助金交付申請書及び実績報告書のほとんどに受付印の押印がない。那覇市文書取扱規程第 15 条第 1 号において、文書主任は、課に直接到達した文書に收受印を押印のうえ、事務担当者に配付する旨の規程があるので当該規定を遵守されたい。

（整理番号 28）（企業立地促進奨励助成事業）

補助金の種別について（注意事項）

企業立地促進奨励助成事業（平成 24 年度実績 6 社）は、雇用の拡大と産業の振興を目的に那覇市内に新たに事務所等を賃借、建設した企業等に対し助成を行うものである。

当該補助金は、団体運営費補助として交付されているが、補助事業の性格を踏まえ事業費補助として交付するよう検討されたい。

（整理番号 29）（那覇商工会議所事業費助成）

（整理番号 34）（補助金（団体補助））（那覇市商工業振興奨励補助金、28 万 2,000 円）

共通事項

（1）補助金の種別について（注意事項）

那覇商工会議所事業費助成及び団体補助（沖縄県中小企業団体中央会）に対する補助金は、那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱第 2 条（補助の対象）に

基づき商工業振興事業に要する経費としてそれぞれ昭和50年及び昭和52年から今日まで長期間にわたり団体運営費補助として交付している。補助金等に関する基本指針は、団体運営費補助について、自立できるまでの一定期間、運営費に対して補助するものとしており、また、補助金の交付にあたっては、本来事業費を対象に補助されるべきであるとして事業費補助への移行を示している。

よって、当該2団体に対する補助金については、事業を個別に勘案し、事業費補助として交付するよう検討されたい。

(2)実績報告書に係る審査について（是正事項）

実績報告書には、実施した事業概要及び対象経費の収支決算書が添付されており、審査は実績報告書に記載された収支などの数値が正しものとして計数確認を行っている。

補助金の額の確定に当たっては、実績報告書の審査を行う上で必要な領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

○こども政策課

（整理番号40）（地域組織活動育成事業、176万円）

母親クラブへの補助金交付について（注意事項）

那覇市地域組織活動育成事業補助金（11団体）は、児童館と連携して活動する母親クラブに対し、児童館活動の充実及び児童福祉の向上を目的に交付するものであり、団体運営費補助となっている。補助金等に関する基本指針では、補助金の交付は原則として事業費を対象に補助されるべきであるとされている。母親クラブの支出のほとんどが事業費となっているので、事業費補助として補助金を交付するよう検討されたい。

また、補助金の使途として弁当など食糧費としての支出が多く見受けられる。補助金の飲食代への支出については、社会通念上、妥当な範囲内となるよう具体的に補助金交付要綱に明記するように検討されたい。

○青少年育成課

（整理番号42）補助金（那覇市青少年健全育成市民会議、357万2,000円）

（整理番号43）補助金（那覇市青年団体連絡会、153万円）

（整理番号44）補助金（日本ボーイスカウト沖縄県連盟運営補助金、8万3,000円）

共通事項

実績報告書に係る審査について（是正事項）

那覇市生涯学習振興費補助金は、生涯学習団体が実施する生涯学習振興事業経費等を補助し、総合的な生涯学習の振興を図ることを目的としたものであり、交付先は、那覇市青少年健全育成市民会議、那覇市青年団体連絡会、一般財団法人ボーイスカウト沖縄県連盟となっている。補助金額の確定に当たっては、実績報告書及び収支精算書を審査しているが、支出金額を証する領収書等の証拠書類による確認を行っていない。

実績報告書に係る審査については、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

（整理番号43）補助金（那覇市青年団体連絡会）

補助金の種別について（注意事項）

那覇市青年団体連絡会への生涯学習振興費補助金については、団体運営費補助となっており、補助金の使途は、事務局運営費（事務局報酬費等 30 万円）と活動費（イベント等事業費 123 万円）となっている。

補助金等に関する基本指針では、補助金の交付は原則として事業費を対象に補助されるべきであるとされている。事業費補助として補助金を交付することについて検討されたい。

○道路管理課

（整理番号 45）（私道整備補助金、494 万 8,000 円）

（1）補助金執行の確認について（注意事項）

私道整備補助金（4 団体）は、私道整備を行う市民に対し、工事に要する費用の 90%以内を補助金として交付するものであるが、交付された補助金が、補助金を交付された市民から工事請負業者に対し、支払われたかの確認がされていない。

補助金が適正に執行されたかを確認するため、領収書等を提出させるなどの措置を講じられたい。

（2）整備した私道の維持管理の履行確認について（注意事項）

私道整備補助金交付要綱第 11 条で、「補助事業の参加者は、この要綱による補助金の交付を受けて整備した私道の機能を損なわないように維持管理を行わなければならない」と規定しているが、その維持管理の確認がされていない。

同要綱に規定された整備後の私道の維持管理について、適切な履行確認をされたい。

○市民スポーツ課

（整理番号 47）（那覇市体育協会運営補助金、457 万 1,000 円）

補助金の種別について（注意事項）

那覇市体育協会運営補助金は、市民の健康・体力づくりを推進し、スポーツの普及・振興を図り、市民の体育文化の発展に寄与する目的で NPO 法人那覇市体育協会へ平成 15 年度から団体運営費補助として交付されている。

また、同法人は、那覇市の体育施設（市民体育館、漫湖市民庭球場、首里石嶺プール）の指定管理者として、平成 18 年度から指定されている。

当該補助金の種別のあり方について、交付団体の組織、年間事業計画、補助対象経費等の内容を那覇市補助金等交付規則の趣旨、目的に照らし合わせて再検証し、事業費補助への移行を含めて検討されたい。

○学校教育課

（整理番号 49）（那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金、363 万 8,950 円）

実績報告書に係る審査について（是正事項）

那覇市学校教育関係団体等補助金交付要綱に基づき、那覇地区中学校体育連盟に対し、団体運営費補助として交付されている。実績報告の審査について、実績報告書の添付書類として必要と思われる領収証等の証拠書類による確認を行っていない。那覇市補助金等交付規則第 13 条では、補助金等の額の確定について、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により調査をするよう規定されている。

実績報告書に係る審査については、領収書等の証拠書類による確認を行い、

実効性のある審査を実施されたい。

○文化財課

（整理番号 50）（新垣家住宅保存整備事業、803 万 3,393 円）

交付申請書等への受付印の押印漏れ及び交付申請手続等の事務の遅延について（注意事項）

国指定の重要文化財である新垣家住宅の保存整備に係る補助金として所有者に対し交付されている。交付申請書、実績報告書等の補助事業者から提出されたすべての文書に受付印の押印漏れがあった。那覇市文書取扱規程第 15 条では、文書について、文書主任は、收受印を押印のうえ、事務担当者に配付する等をして速やかに処理させなければならないと規定されている。交付申請等の事務手続について、適切に執行されたい。

また、平成 24 年 4 月 9 日に終了している賃貸借補助は、文化庁との調整が遅れたことにより、交付申請等の手続きが平成 25 年 3 月 26 日からスタートし、交付額確定通知が平成 25 年 4 月 9 日になっている。事業費補助は、事業終了後、速やかに交付手続等を行い、適切な事務の執行に努められたい。

4 監査対象事業に係る交付手続の実施状況について

監査対象 50 事業に係る交付手続の実施状況のうち特に重要と思われる項目について区分した結果は、次のとおりである。

①補助金の種別について（団体運営費補助か事業費補助かを基本指針に沿って適切に区分されているか。）

※現状（団体運営費補助 28 事業、事業費補助 22 事業）

適切に区分されている。 28 事業

適切に区分されていない。 22 事業

②交付申請（交付申請の提出時期が適正か。）

適正 43 事業

適正でない。 7 事業

③交付条件（交付決定通知に必要な条件が付されているか。）

付されている。 46 事業

付されていない。 3 事業

該当なし。 1 事業

④概算払申請（概算払いを行うにあたって、概算払申請書が提出されているか。）

提出されている。 25 事業

提出されていない。 13 事業

該当なし。 12 事業

⑤概算払精算（概算払いを受けた補助金の精算を年度末の 3 月 31 日までにやっているか。）

行っている。 30 事業

行っていない。 5 事業

該当なし。 15 事業

⑥実績報告提出（実績報告の提出時期が適正か。）

適正	49 事業
適正でない。	1 事業
⑦実績報告添付書類（実績報告の審査にあたっては領収証等の添付書類を点検し、適正に執行されたことを確認して確定を行っているか。）	
行っている。	25 事業
行っていない。	25 事業

第 4 監査委員の意見

1 補助金の基本的性格について

補助金は、市民から徴収された税金やその他貴重な財源で負担されるものであるから、公正かつ効率的に執行することが求められる。そのためには、予算編成を経て予算が確定し、交付申請から始まる補助金の確定・精算に至るまでの一連の事務処理を適正に行うことが必要である。特に、交付目的や基本指針に照らし、交付対象経費の使途が適正であったか、実績報告書やその添付書類等で十分に審査することは重要な交付事務手続である。

地方公共団体における補助金について判例では、「本来、資金の給付を求める被補助者の申込みに対する承諾の意思表示という性質を有する非権力的なもので、その関係においては、原則として行政処分は存在しないものと解すべきである。」（旭川地裁平成 6 年 4 月 26 日判決、（控訴審）札幌高裁平成 9 年 5 月 7 日判決）と述べている。また、別の判例では、「負担付贈与契約」であるとして、「このような条件（負担）を守った場合には、この金額を補助する。」という贈与契約を市と補助事業者が対等な関係で締結したとされている。契約である以上、補助金交付規則の手続きや補助金交付要綱に定める条件（負担）、補助金返還（解約）となる事由などを補助金交付決定通知書（契約書）に明示しておく必要があり、補助金の交付事務にとって重要なことである。

2 「補助金等に関する基本指針」の見直し等について

本市の補助金（市単独補助金）の予算編成方針について検証した結果、まず、予算編成（予算要求及び査定）における基本指針の存在が希薄化しているということが挙げられる。

本市では、補助金等（補助金、助成金、奨励金、交付金、補給金）については、3年間を計画期間として定める実施計画（企画経費）の対象事業と位置付けており、要求基準として補助金については、「補助金等に関する基本指針」に基づき事業の目的、効果を十分に検証し要求することとしている。しかし、現状は、実施計画で予算要求をする所管課とそれを査定する企画当局は、基本指針の内容を検討することなく実施計画を策定している。

財政当局もこの基本指針を予算編成及び査定の基準として採用し、毎年度の予算編成要領のなかで、「補助金等については、『補助金等に関する基本指針』に基づきその必要性、公益性等について検証し、一定期間継続しても目的が十分達成されないものや、社会情勢の変化により実情にそぐわなくなったものなどについては見直しを行うこと。」として、要領を十分留意の上、予算要求の根拠資料の準備及び関係機関との事前調整等を行うよう通知している。しかしながら、基本指針は、策定から8年以上経過し、その間、見直しを行うこともなく、審査機関の設置など新たな補助金制度を構築するという課題も達成されていないこと等、予算編成において財政当局が十分に参考にするよう通知をし

ていながら予算編成方針の基準としての役割があいまいなままでいるという現状がある。

今後の課題として、基本方針の見直しを含め、審査機関の設置など新たな補助金制度の構築等についても検討し、実施計画及び予算編成方針における補助金の基本指針（ガイドライン）としての役割を十分に発揮できるよう形式的、具体的内容においてもその役割の明確化を構築すべきである。

現在の基本指針が示していることは、今もなお補助金行政の課題や見直しの視点、見直しの重点項目についての意義を失っているものではなく、補助金交付事務についての適正な執行方法を示しているものである。

課題について具体的には、①補助の長期化による既得権化、②交付団体の自立の阻害、③補助金の適正な執行の見直しを掲げ、また、補助金の種別についての課題、そして、見直し重点項目として、①事業費補助への移行、②団体運営費補助のあり方、③公募型補助金制度の拡充、④終期の設定（サンセット方式の確立）を示している。その他、見直し審査機関の設置（補助金の採択及び見直しのための第三者審査機関の設置）についての将来的な課題を掲げている。

3 補助金の交付事務について

補助金の交付事務について、事業別の指摘事項等でも述べたとおり交付事務全般について、次のような不適切なものがみられた。

(1) 補助金の支出科目について

法令によって定められて支出するものではないが、行政として義務的要素が強いので、補助金ではなく負担金として取扱うよう検討を要するものがあった。

(2) 補助金交付要綱の見直しについて

那覇市補助金等交付規則（以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項について各課が独自に各々の補助金交付事務の細目を定めるために要綱を策定しているのであるが、規則の趣旨、目的を十分理解せずに要綱等を策定しているものが見受けられた。規則の趣旨、目的に沿った要綱となるよう改正を含めた見直しを検討されたい。

(3) 補助金の種別について

基本指針では、補助金の交付は原則として事業費を対象に補助されるべきであるとしている。監査対象事業のうち、団体運営費補助として交付されているが、その内容が個別事業に係る経費であり、基本指針における団体運営費補助とは思われないものが見受けられる。事業費補助として補助金を交付することについて検討されたい。

また、基本指針は、団体運営費補助については、自立できるまでの一定期間、運営費に対して補助するものとしており、補助金の交付にあたっては、本来、事業費を対象に補助されるべきであるとして事業費補助への移行を示している。長期にわたり団体運営費補助として交付している補助金については、団体運営費補助として継続する必要がある場合を除き、事業を個別に勘案し、基本指針に基づく事業費補助として交付するよう検討されたい。

(4) 受付印の押印の漏れ及び交付申請手続等の事務の遅延について

課における文書の收受及び配付を規定した那覇市文書取扱規程第 15 条第 1 号の遵守及び事業終了後の速やかな補助金交付手続等を実施し、適切な事務の執行に努められたい。

(5) 実績報告書に係る審査について

実績報告の添付書類である領収証等の証拠書類による確認を行っていない事例が多く見受けられた。補助金の額の確定については、当該報告書の書類の審査について、領収書等の証拠書類による確認を行い、必要に応じて現地調査等により調査し、実効性のある審査を実施するよう特に望むものである。

凡 例

表中の金額等の記述は、次の要領による。

- 1 表中に用いた比率は、百分率で、原則として小数点以下第2位を四捨五入して表示した。
 - 2 各表は、財政課資料から参照したものである。
 - 3 各表中の符号等は、次のとおりである。
- －は、該当なし。

平成25年度 行政監査対象補助事業一覧表(平成24年度実施分)

整理番号	課名	事業名
1	市民生活安全課	那覇市交通安全市民運動推進協議会事業補助金
2		スクールゾーン委員会交通安全対策事業補助金
3		保灯設置事業補助金
4		那覇・豊見城地区防犯協会補助金
5		那覇・豊見城地区交通安全協会補助金
6	生涯学習課	育英事業
7		那覇市PTA連合会運営補助金
8	健康推進課	保健衛生団体補助
9	議会事務局庶務課	政務調査費
10	まちづくり協働推進課	那覇市連絡事務委託及び受託自治会補助事業
11		那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金
12		自治会長連合会補助金
13		小学校区コミュニティモデル事業
14		協働によるまちづくり事業補助金
15	観光課	観光協会事業補助金
16		観光協会運営補助金
17	文化振興課	文化協会助成事業
18	環境政策課	住宅用太陽光発電・太陽熱利用システム導入促進助成事業
19	福祉政策課	那覇市社会福祉協議会補助金
20		那覇市民生委員児童委員連合会補助金
21		那覇市地域福祉基金助成事業
22		那覇保護区保護司会補助金
23		那覇市連合遺族会運営補助金
24	ちゃーがんじゅう課	那覇市シルバー人材センター運営補助金
25		高齢者公共交通割引制度
26	障がい福祉課	那覇市身体障害者福祉協会運営補助金
27		地域活動支援センターⅢ型販路拡大支援事業
28	商工農水課	企業立地促進奨励助成事業
29		那覇商工会議所事業費助成
30		日本商工会議所青年部 第32回全国大会 おきなわ那覇大会事業費補助金
31		障がい者雇用安定化推進事業
32		小口資金融資事業
33		若年者雇用安定化推進事業
34		補助金(団体補助)
35		営農指導等促進事業(補助金)
36	なはまちなか振興課	頑張るマチグラー支援事業
37	こどもみらい課	障がい児保育事業(認可)
38		保育所地域活動事業(認可)
39		一時保育事業(認可)
40	子育て応援課	地域組織活動育成事業
41		母子家庭等職業自立支援事業奨励金
42	青少年育成課	補助金(那覇市青少年健全育成市民会議)
43		補助金(那覇市青年団体連絡会)
44		日本ボーイスカウト沖縄県連盟運営補助金
45	道路管理課	私道整備補助金
46	市民スポーツ課	第64回沖縄県民体育大会先島地区開催に伴う派遣補助金
47		那覇市体育協会運営補助金
48		天皇賜杯第67回全日本軟式野球選手権大会補助金
49	学校教育課	那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金
50	文化財課	新垣家住宅保存整備事業

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	1	担当部課名	市民文化部市民生活安全課				
①	事業名称	那覇市交通安全運動推進協議会事業補助金					
②	補助金名称	那覇市交通安全対策事業補助金					
③	事務期間	始期	昭和52年	～	終期	継続	
④	事業の目的	交通事故を根絶し、市民の生命と安全を守り、安心して住みよい街をつくるため、市民総ぐるみで交通安全運動を積極的に推進する。					
⑤	補助金の分類【選択】	団体補助			性質	市単独	
⑥	予算科目	会計	一般会計	款	02 総務費	項	01総務管理費 目 11 交通安全対策費
⑦	根拠法令・要綱等	那覇市交通安全対策事業補助金交付要綱					
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢	飲酒運転の検挙率がワースト1である沖縄県において、交通事故を根絶するために罰則を含めた警察の取り締まりはもちろん、道路利用者の意識啓発のための取組が欠かせない。					
⑨	補助金の目的	交通事故を根絶し、市民の生命と安全を守り、安心して住みよい街をつくるため、市民総ぐるみで交通安全運動を積極的に推進する。					
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	那覇市交通安全市民運動推進協議会				
		補助金で行う事業	交通指導員活動助成、交通安全ポスター、交通安全功労者表彰式				
		補助金充当対象経費	運営費				
⑪	補助金の成果	意識啓発のための交通安全運動や交通指導員の活動から、交通事故を未然に防ぐことに寄与している。					

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	2	担当部課名	市民文化部市民生活安全課							
①	事業名称		スクールゾーン委員会交通安全対策事業補助金							
②	補助金名称		那覇市交通安全対策事業補助金							
③	事務期間		始期	昭和52年	～	終期	継続			
④	事業の目的		校区内の児童生徒の交通安全確保							
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助			性質		市単独		
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	02 総務費	項	01 総務管理費	目	11交通安全対策費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市交通安全対策事業補助金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		登下校時における児童生徒が巻き込まれる交通事故が後を絶たないことから、児童の安全を積極的に守る必要がある。							
⑨	補助金の目的		各小学校スクールゾーン委員会が実施する交通安全の啓発活動に対し補助することにより、児童の交通安全の確保を行う。							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	市内の小学校に設置されているスクールゾーン委員会							
		補助金で行う事業	スクールゾーンでの交通安全対策							
		補助金充当対象経費	活動費全般							
⑪	補助金の成果		スクールゾーンであることを示す立て看板の設置、立哨旗を持つての立哨活動を行うことにより、運転者に対してのアピール効果あり、結果児童の交通安全確保につながっている。							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	3	担当部課名	市民文化部市民生活安全課							
①	事業名称		保安灯設置事業補助金							
②	補助金名称		那覇市保安灯設置事業補助金							
③	事務期間		始期	昭和49年	～	終期	継続			
④	事業の目的		安全で快適な生活環境の整備促進を図る							
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助			性質		市単独		
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	02総務費	項	01総務管理費	目	01一般管理費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市安全で住みよいまちづくりに関する条例、那覇市保安灯設置事業補助金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		暗い歩道の安全対策として、自治会等の地域団体において保安灯を設置しているが、費用負担が大きいことから設置費への支援が求められている。							
⑨	補助金の目的		自治会等が保安灯を設置する際に、設置費の一部を補助することにより、安全で快適な生活環境の整備を促進します。							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	保安灯を新設する自治会・通り会などの地域団体							
		補助金で行う事業	保安灯の新設							
		補助金充当対象経費	保安灯の新設に要する経費							
⑪	補助金の成果		保安灯設置にかかる地域団体の負担を軽減することで、設置の促進を図り、安全で快適な生活環境の整備促進に寄与した。							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	4	担当部課名	市民文化部市民生活安全課							
①	事業名称		那覇・豊見城地区防犯協会補助金							
②	補助金名称		那覇市防犯事業補助金							
③	事務期間		始期	昭和53年	～	終期	継続			
④	事業の目的		防犯活動を推進し、市民生活の安全を守る							
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助				性質		市単独	
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	02総務費	項	01総務管理費	目	01一般管理費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市防犯事業補助金交付要綱、南部市町村会決定による補助額							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		犯罪や非行のない明るく安全で住みよい地域社会の実現が求められている。							
⑨	補助金の目的		両防犯協会は、民間防犯団体の中核として、上記⑧の実現を目指した活動を行っている団体であり、補助による団体への支援を行う。							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	那覇地区防犯協会、小禄・豊見城地区防犯協会							
		補助金で行う事業	両防犯協会が実施する防犯活動事業							
		補助金充当対象経費	運営費							
⑪	補助金の成果		両防犯協会の活動に対する支援を行うことで、犯罪や非行のない明るく安全で住みよい地域社会の推進に寄与した。							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	5	担当部課名	市民文化部市民生活安全課				
①	事業名称		那覇・豊見城地区交通安全協会補助金				
②	補助金名称		那覇市交通安全対策事業補助金				
③	事務期間		始期	昭和52年	～	終期	継続
④	事業の目的		市民の交通安全意識の高揚を図り、那覇市から交通事故を減らす活動を行っている両地区交通安全協会に対し支援を行う。				
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助			性質	市単独
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	02 総務費	項 01 総務管理費 目 11 交通安全対策費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市交通安全対策事業補助金交付要綱、南部市長村会決定による補助額（豊見城地区）。				
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		沖縄県では人身事故に占める飲酒運転の割合は23年連続で全国ワーストであり、死亡事故も発生している。また、人口、自動車保有台数、運転免許保有者数が年々増加しており、それにあわせて事故も増加しています。				
⑨	補助金の目的		上記④の実現のため、広報・啓発活動の補助を行う。				
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	那覇・豊見城地区交通安全協会				
		補助金で行う事業	交通安全啓発活動				
		補助金充当対象経費	運営費				
⑪	補助金の成果		広報用資料(チラシ・うちわ)の作成、配布による交通安全思想の啓発を行っている。				

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	6	担当部課名	生涯学習部 生涯学習課							
①	事業名称		育英事業							
②	補助金名称		那覇市育英会補助金							
③	事務期間		始期	平成17年	～	終期	継続			
④	事業の目的		優秀ながら経済的理由により修学困難な学生に学資を無利息で貸与することにより青年の修学継続を支援して青少年の健全な育成に寄与し、沖縄県の教育、文化及び産業に資する優秀な人材の育成に資することを目的とする。							
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助			性質	市単独			
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	10 教育費	項	05 社会教育費	目	01 社会教育総務費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市育英会補助金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		昨今の不景気の影響を受け、経済的な制約で修学を断念することがないよう、そのような学生に支援する制度である。近年奨学金に対するニーズが増えてきている。							
⑨	補助金の目的		育英事業の推進を図ること							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	公益財団法人 那覇市育英会							
		補助金で行う事業	学資の貸与事業							
		補助金充当対象経費	運営費及び事業費							
⑪	補助金の成果		平成17～24年度までに、現在403名(延べ人数)の学生へ1億9,375万円の貸与を行い、沖縄県の教育、文化及び産業に資する優秀な人材の育成を行った。							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	7	担当部課名	生涯学習部 生涯学習課				
① 事業名称			那覇市PTA連合会運営補助金				
② 補助金名称			那覇市PTA連合会運営補助金				
③ 事務期間		始期	昭和51年	～	終期	継続	
④ 事業の目的	小学校及び中学校の児童生徒の健全育成及び福祉を増進するとともに各単P相互緊密な連絡協力と地域社会との連携によって、社会教育関係団体としてのPTAの健全な発展を図り、教育の振興発展に寄与することが目的である。						
⑤ 補助金の分類【選択】	団体補助				性質		市単独
⑥ 予算科目	会計	一般会計	款	10 教育費	項	05 社会教育費	目 01 社会教育総務費
⑦ 根拠法令・要綱等	那覇市生涯学習振興費補助金交付要綱						
⑧ 市民ニーズ・地域課題・社会情勢	家庭や地域の人間関係の希薄化に起因する様々な課題に対応していくためには、PTAの果たす役割は大きいものがある。PTAは学校・家庭・地域社会を結ぶかけ橋であるとともに、三者の連携をすすめる中核的な役割を担っている。						
⑨ 補助金の目的	那覇市PTA連合会が実施する生涯学習振興事業又は事務に要する経費の一部を市が補助し、もって総合的な生涯学習の振興を図ることを目的とする。						
⑩ 補助金の内容	対象者・団体等		那覇市PTA連合会				
	補助金で行う事業		電話・お話し・意見発表大会の開催、市PTA研究大会及び指導者研修会の開催、各種PTA研修への参加、以上の活動を通しての児童生徒の健全育成活動、家庭教育活動の充実				
	補助金充当対象経費		事業及び事業に要する経費				
⑪ 補助金の成果	PTAが行う諸事業を通して、子ども達の健全育成やPTAの資質向上につながっている。						

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	8-1	担当部課名	健康部 保健所 健康増進課							
①	事業名称		保健衛生団体補助							
②	補助金名称		沖縄県ゆうな協会団体運営補助金							
③	事務期間		始期	平成2年		～	終期	継続		
④	事業の目的		保健衛生関係団体の運営費及び事業費を助成することにより、市民の保健衛生の向上を図る。							
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助				性質		市単独	
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	04衛生費	項	01保健衛生費	目	01保健衛生総務費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市保健団体運営補助金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		ハンセン病の正しい理解への普及・啓発を図り、在宅患者の外来治療、社会復帰者の厚生指導の必要性がある。							
⑨	補助金の目的		ハンセン病患者への治療及び予防、ハンセン病の正しい知識の普及							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	公益財団法人 沖縄県ゆうな協会							
		補助金で行う事業	ハンセン病患者への治療及び予防、ハンセン病の正しい知識の普及							
		補助金充当対象経費	団体運営に関わる経費							
⑪	補助金の成果		ハンセン病患者への治療及び予防、ハンセン病の正しい知識の普及・啓発を図ることで、ハンセン病問題を偏見なく正しい理解へと導いていく。							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	8-2	担当部課名	健康部 保健所 健康増進課					
①	事業名称		保健衛生団体補助					
②	補助金名称		那覇市献血推進協議会事業補助金					
③	事務期間		始期	平成2年	～	終期	継続	
④	事業の目的		保健衛生関係団体の運営費及び事業費を助成することにより、市民の保健衛生の向上を図る。					
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助			性質		市単独
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	04衛生費	項	01保健衛生費 目 01保健衛生総務費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市献血推進協議会事業補助金交付要綱					
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		2012年度は県外の血液センターから400ml献血約3千人分に相当する6065単位の血液製剤を譲り受けるなど、県内の血液不足は慢性化し、また、献血離れのある若年層の献血への普及・啓発、安定的に安全な血液の確保等が求められている。					
⑨	補助金の目的		献血思想の普及啓発、安定的に安全な血液を確保するために事業を実施					
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	那覇市献血推進協議会					
		補助金で行う事業	献血思想の普及啓発、安定的に安全な血液の確保					
		補助金充当対象経費	団体運営に関わる経費					
⑪	補助金の成果		平成24年度：那覇市内献血者（企業・学校・市職員・献血協力会）8,226人					

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	8-3	担当部課名	健康部 保健所 健康増進課							
①	事業名称		保健衛生団体補助							
②	補助金名称		デンタルフェア事業開催補助							
③	事務期間		始期	平成2年	～	終期	継続			
④	事業の目的		保健衛生関係団体の運営費及び事業費を助成することにより、市民の保健衛生の向上を図る。							
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助			性質	市単独			
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	04衛生費	項	01保健衛生費	目	01保健衛生総務費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市保健事業運営補助金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		幼児・児童生徒のむし歯の割合が沖縄県は全国よりも高い現状があることより、乳幼児からのむし歯予防、歯の保健に関する正しい知識の普及啓発が求められている。							
⑨	補助金の目的		口腔の健康維持に関する正しい知識を、地域住民に対して普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見・早期治療を励行することにより、地域住民の健康保持増進に寄与することを目的とする。							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	社団法人 南部地区歯科医師会							
		補助金で行う事業	デンタルフェア事業開催補助							
		補助金充当対象経費	デンタルフェア事業開催に伴う運営費							
⑪	補助金の成果		平成24年度： 那覇会場（入場者1,053人）、小禄会場（入場者423人）、首里会場（入場者353人）、久茂地会場（入場者186人）、与儀会場（入場者228人）							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	8-4	担当部課名	健康部 保健所 健康増進課				
①	事業名称		保健衛生団体補助				
②	補助金名称		那覇看護専門学校運営補助金				
③	事務期間		始期	平成2年	～	終期	継続
④	事業の目的		保健衛生関係団体の運営費及び事業費を助成することにより、市民の保健衛生の向上を図る。				
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助			性質	市単独
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	04衛生費	項 01保健衛生費 目 01保健衛生総務費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市保健事業運営補助金交付要綱				
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		高齢社会等による看護師の需要は増えており、市内の医療機関においては、看護師不足が生じている。そのため、一定数の看護師を養成する必要がある。				
⑨	補助金の目的		看護師及び准看護師の養成事業への運営費負担				
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	那覇市医師会 那覇看護専門学校				
		補助金で行う事業	看護師及び准看護師の養成事業への運営費負担				
		補助金充当対象経費	団体運営費				
⑪	補助金の成果		平成24年度：卒業者（看護学科85人）、（准看護学科63人）				

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	9	担当部課名	議会事務局 庶務課							
①	事業名称		政務調査費							
②	補助金名称		政務調査費							
③	事務期間		始期	平成13年度	～	終期	継続			
④	事業の目的		那覇市議会議員の調査研究に資するため							
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助			性質		市単独		
⑥	予算科目		会計	01 一般	款	01 議会費	項	01 議会費	目	01 議会費
⑦	根拠法令・要綱等		地方自治法第100条第13項～第16項、那覇市議会政務調査費の交付に関する条例、同規程							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		地方分権に伴い、地方議会の機能や役割がおおきくなり、活性化と審議能力の強化が求められている。また、地方議員の専門化、常勤化が進み議会外での日常的な議員活動基盤の充実を図ることが必要となった。							
⑨	補助金の目的		那覇市議会議員の調査研究に資するため							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	那覇市議会の会派または議員							
		補助金で行う事業	政務調査							
		補助金充当対象経費	研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費他							
⑪	補助金の成果		政務調査費により市政に関する研修への積極的な参加や、調査活動が行われており、議会活動や政策提言・提案へ繋がっている。							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	10-1	担当部課名	市民文化部まちづくり協働推進課				
①	事業名称		那覇市連絡事務委託及び受託自治会補助事業				
②	補助金名称		那覇市自治会及び準備委員会等事業補助金				
③	事務期間		始期	昭和52年	～	終期	継続
④	事業の目的		自治会が、当該地域の連携を深めるとともに、コミュニティ活動の活性化を図				
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助			性質	市単独
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	02総務費	項 01総務管理費 目 01一般管理費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市自治会及び準備委員会等事業補助金交付要綱				
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		地域での関係の希薄化が問題となっている現状において、財政的な問題で地域の振興事業が十分に行えない自治会の財政的支援が求められている。				
⑨	補助金の目的		新しい自治会の結成支援と既存の自治会の会員の連携を深める事業の支援				
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	那覇市連絡事務委託契約を結んでいる自治会				
		補助金で行う事業	文化活動事業、親睦事業				
		補助金充当対象経費	活動費、会議費				
⑪	補助金の成果		バスツアー、グラウンドゴルフ大会、ピクニック、敬老会、学事奨励会、伝統文化事業の継承、環境美化活動等を那覇市内の各自治会が地域で行うことで楽しい暮らしの実現につながる。				

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	10-2	担当部課名	市民文化部まちづくり協働推進課									
①	事業名称		那覇市連絡事務委託及び受託自治会補助事業									
②	補助金名称		那覇市自治会掲示板の新設及び修繕補助金									
③	事務期間		始期	平成16年		～	終期	継続				
④	事業の目的		市政の広報を担う自治会の広報活動を充実させ、市政の円滑な運営を図る。									
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助				性質		市単独			
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	02総務費	項	01総務管理費	目	01一般管理費		
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市自治会掲示板の新設及び修繕補助金交付要綱									
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		市民の生活の向上のため、ポスター等による市政情報の周知が求められている。									
⑨	補助金の目的		広報活動のための掲示板が十分に備わっていない自治会への支援									
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	那覇市連絡事務委託契約を締結している自治会									
		補助金で行う事業	掲示板の新設及び改修									
		補助金充当対象経費	掲示板の新設及び改修にかかる費用									
⑪	補助金の成果		ポスター等が掲示板へ掲示されることで、地域住民に市政広報が周知され、生活の向上が図られている。									

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	10-3	担当部課名	市民文化部 まちづくり協働推進課							
①	事業名称		那覇市連絡事務委託及び受託自治会補助事業							
②	補助金名称		那覇市自治会事務所賃借料補助金							
③	事務期間		始期	平成3年	～	終期	継続			
④	事業の目的		自治会の活性化と、市民生活の向上							
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助			性質	市単独			
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	02総務費	項	01総務管理費	目	01一般管理費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市自治会事務所賃借料補助金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		自治会は、地域コミュニティ活動の拠点として、自治会事務所を運営及び利用する必要がある。							
⑨	補助金の目的		地域コミュニティ活動の支援							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	那覇市連絡事務委託規則に基づく契約を締結した地域自治組織(自治会)							
		補助金で行う事業	土地、建物の賃借料の支払い							
		補助金充当対象経費	土地、建物の賃借料							
⑪	補助金の成果		地域コミュニティ活動が継続することにより、地域住民の生活向上につながる							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	10-4	担当部課名	市民文化部 まちづくり協働推進課				
①	事業名称		那覇市自治会集会所建設補助				
②	補助金名称		那覇市自治会集会所建設補助金				
③	事務期間		始期	平成17年	～	終期	継続
④	事業の目的		自治会の活動拠点である集会所の建設				
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助			性質	市単独
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	02総務費	項 01総務管理費 目 01一般管理費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市自治会集会所の建設及び改修等事業補助金交付要綱				
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		住民相互扶助・安全安心・環境美化などの市民生活に関わる活動の中心が自治会組織であり、活動の拠点となる集会所は極めて重要な社会資源である。				
⑨	補助金の目的		活動の拠点となる集会所を整備することにより、さらなる自治会活動の充実を図る。				
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	市と連絡事務委託契約を締結している自治会				
		補助金で行う事業	自治会集会所建設事業				
		補助金充当対象経費	集会所建設経費				
⑪	補助金の成果		集会所を活動拠点として有効に活用することにより、地域住民の生活向上につながる。				

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	11	担当部課名	市民文化部 まちづくり協働推進課				
① 事業名称			那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金				
② 補助金名称			那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金				
③ 事務期間	始期		平成23年	～	終期	継続	
④ 事業の目的	各分野、地域において点在して活躍する協働大使をはじめ、地域住民を点から線へ、線から面へと繋げるための支援をし、協働によるまちづくりの推進を図る。						
⑤ 補助金の分類【選択】	事業補助				性質		市単独
⑥ 予算科目	会計	一般会計	款	02総務費	項	01総務管理費	目 01一般管理費
⑦ 根拠法令・要綱等	那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金交付要綱						
⑧ 市民ニーズ・地域課題・社会情勢	地域には、各分野に特化した人材が存在しているが、それらの相互の繋がりが無いために各自で活動している状況である。地域社会が複雑化している現代で、地域のキーパーソン的な人達が繋がりが、地域との関係を密にすることで、自ら地域課題を解決することができる協働によるまちづくりが重要である。						
⑨ 補助金の目的	協働大使の繋がりがつくりと協働によるまちづくりの実践的な取り組みの促進。						
⑩ 補助金の内容	対象者・団体等		那覇市協働大使、まちづくりに関心のある市民等				
	補助金で行う事業		ゆんたく会、専門部会、協働によるまちづくり普及啓発事業等				
	補助金充当対象経費		事業費、協議会運営費				
⑪ 補助金の成果	協働によるまちづくりを促進することで、地域住民が繋がりが、彼らの自主性や地域力が生まれ、「ちゅい助き助き」精神が根付く。「いい暮らしよりも楽しい暮らしを」というような誰もが住みよい心豊かなまちとなる。						

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	12	担当部課名	市民文化部まちづくり協働推進課				
① 事業名称			自治会長連合会補助金				
② 補助金名称			自治会長連合会補助金				
③ 事務期間			始期	平成4年度	～	終期	継続
④ 事業の目的			市民生活の向上と市内各自治会の活性化、市行政との連携強化に資するため那覇市自治会長会連合会の円滑な運営及び組織の強化を図ること。				
⑤ 補助金の分類【選択】			団体補助			性質	市単独
⑥ 予算科目			会計	一般会計	款	02総務費	項 01総務管理費 目 01一般管理費
⑦ 根拠法令・要綱等			那覇市自治会長会連合会事業補助金交付要綱、那覇市自治会長会連合会会則				
⑧ 市民ニーズ・地域課題・社会情勢			自治会の繋がりを形成するために那覇市自治会長会連合会の必要性があるという現状のなかで、この会の運営、活動の援助が求められている。				
⑨ 補助金の目的			市民生活の向上と市内各自治会の活性化、市行政との連携強化に資するため那覇市自治会長会連合会の円滑な運営及び組織の強化を図ること。				
⑩ 補助金の内容	対象者・団体等	那覇市自治会長会連合会					
	補助金で行う事業	①専門部会②研修会③講習会④選任事務員の配置					
	補助金充当対象経費	研修費、会議費、職員手当等					
⑪ 補助金の成果			専門部会：「事例発表等」2回開催、研修会「歴史研究」講習会「健康講座」、選任事務員の配置：常勤				

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	13	担当部課名	市民文化部 まちづくり協働推進課				
① 事業名称			小学校区コミュニティモデル事業				
② 補助金名称			校区まちづくり協議会・準備会モデル事業補助金				
③ 事務期間			始期	平成22年	～	終期	継続
④ 事業の目的			新しいコミュニティ振興のあり方を検討するため				
⑤ 補助金の分類【選択】			団体補助			性質	市単独
⑥ 予算科目			会計	一般会計	款	02総務費	項 01総務管理費 目 01一般管理費
⑦ 根拠法令・要綱等			小学校区単位の新たなコミュニティ施策の展開に関するモデル事業実施方針、那覇市校区まちづくり協議会モデル実施要綱				
⑧ 市民ニーズ・地域課題・社会情勢			本市は自治会加入率が低く、地域コミュニティが希薄化する中、新しいコミュニティ振興のため、小学校区を1つのエリアとした地域に存在する各団体・個人の主体的な連携と地域課題解決への取組を必要としている。				
⑨ 補助金の目的			小学校区を1つのエリアとした地域に存在する、各団体・個人の主体的な連携と地域課題への取組を支援するため。				
⑩ 補助金の内容	対象者・団体等	市内4地区に設置するモデル地区(与儀・石嶺・若狭・銘苅小学校区にて活動する各団体・個人など)					
	補助金で行う事業	協議会の事務運営と、地域活性化を目的とした事業					
	補助金充当対象経費	事務運営費、活動事業費					
⑪ 補助金の成果			平成22年度に協議会が設立された与儀・石嶺小学校区については、地域連携の事業が年々活発に行われ、平成24年度には、若狭・銘苅小学校区で、新たに協議会が設立された。				

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	14	担当部課名	市民文化部まちづくり協働推進課							
①	事業名称		協働によるまちづくり事業補助金							
②	補助金名称		那覇市協働のまちづくり事業補助金							
③	事務期間		始期	平成18年	～	終期	H25.3.29			
④	事業の目的		協働によるまちづくりの推進							
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助				性質		市単独	
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	02総務費	項	01総務管理費	目	01一般管理費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市協働のまちづくり事業補助金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		環境美化（公園の管理等）、青少年健全育成、各種まちづくり活動等、地域の身近な生活課題の解決を図ること。							
⑨	補助金の目的		市内でまちづくり活動を行う団体と那覇市が協働で事業を行うことで、協働によるまちづくりの推進を図るため。							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	地域自治組織（自治会）及び協働大使が所属する団体や、NPO等の団体							
		補助金で行う事業	地域の身近な生活課題の解決を那覇市と協働で分担する事業							
		補助金充当対象経費	飲食費と委託費以外の経費							
⑪	補助金の成果		金城ダム通りの美化・まちづくり意識の醸成、うちなーぐちの普及、男女共同参画を意識したコミュニティ活性化、市内バス観光活性化							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	15	担当部課名	経済観光部観光課							
①	事業名称		観光協会事業補助金							
②	補助金名称		観光協会事業補助金							
③	事務期間		始期	不明 (昭和31年設立)	～	終期	継続			
④	事業の目的		観光誘客を図るため、観光案内所運営等、様々な事業を行う。							
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助			性質		市単独		
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	07商工費	項	01商工費	目	03観光費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市観光振興事業補助金交付要綱・那覇市補助金等交付規則							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		観光産業は本市経済の大きな柱であり、観光事業の振興を図る目的で設立された観光協会が行う事業は、観光誘客に大きく貢献している。 観光客数が増加し、海外からの観光客も増えている状況で、観光協会の事業はますます重要となっている。							
⑨	補助金の目的		観光誘客を図り、観光振興に大きく貢献している観光協会の事業補助金を交付する							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	社団法人 那覇市観光協会							
		補助金で行う事業	観光案内所運営、波の上ビーチ管理、那覇ハーリー、那覇大綱挽祭り、等							
		補助金充当対象経費	観光案内所委託料、使用料及び賃借料、通貨運搬費、消耗品、祭り印刷製本費等							
⑪	補助金の成果		観光案内所利用者数38,285人、波の上ビーチ利用者数86,089人、那覇ハーリー観客数212,000人、那覇大綱挽祭り市民演芸・民族伝統パレード観客数125,000人							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	16	担当部課名	経済観光部観光課							
①	事業名称		観光協会運営補助金							
②	補助金名称		観光協会運営補助金							
③	事務期間		始期	不明 (昭和31年設立)	～	終期	継続			
④	事業の目的		観光誘客を図るため、観光案内所運営等、様々な事業を行う。							
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助			性質	市単独			
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	07商工費	項	01商工費	目	03観光費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市観光振興事業補助金交付要綱・那覇市補助金等交付規則							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		観光産業は本市経済の大きな柱であり、観光事業の振興を図る目的で設立された観光協会が行う事業は、観光誘客に大きく貢献している。 観光協会の行う事業は公益性が高いが、収益が乏しいため、人件費補助が必要である。							
⑨	補助金の目的		観光誘客を図り、観光振興に大きく貢献している観光協会へ運営補助金を交付する							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	社団法人 那覇市観光協会							
		補助金で行う事業	那覇市観光協会の運営							
		補助金充当対象経費	観光協会職員(プロパー5名、契約社員1人)の人件費							
⑪	補助金の成果		観光案内所利用者数38,285人、波の上ビーチ利用者数86,089人、那覇ハーリー観客数212,000人、那覇大綱挽祭り市民演芸・民族伝統パレード観客数125,000人							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	17	担当部課名	市民文化部文化振興課							
①	事業名称		文化協会助成事業							
②	補助金名称		那覇市文化協会育成事業補助金							
③	事務期間		始期	平成4年	～	終期	継続			
④	事業の目的		那覇市文化協会の運営補助							
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助			性質	市単独			
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	02総務費	項	01総務管理費	目	12文化費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市補助金交付規則、那覇市文化協会育成事業補助金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		市民が文化活動に参加できる機会、優れた芸術文化に触れる機会や文化関係団体の活動支援を通して、市民の文化活動が活発に行われるまちづくりが求められています。							
⑨	補助金の目的		市民文化の振興と発展を図るため、市民の自主的な文化活動の受け皿として中心的な役割を担う那覇市文化協会への育成補助							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	那覇市文化協会							
		補助金で行う事業	那覇市文化協会の運営補助							
		補助金充当対象経費	那覇市文化協会の運営等に要する経費							
⑪	補助金の成果		平成24年度におきましては、21回目を迎えた「あけもどろ総合文化祭」をはじめ、文化協会創立20周年記念事業、本市の委託事業である「第5回なは市民芸術展」等、数々の実績を残しております。							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	18	担当部課名	環境部 環境政策課					
①	事業名称		住宅用太陽光発電・太陽熱利用システム導入促進助成事業					
②	補助金名称		住宅用太陽光発電・太陽熱利用システム補助金					
③	事務期間		始期	平成15年	～	終期	継続	
④	事業の目的		地球温暖化の原因となる、温室効果ガスの削減及び、環境保護についての意識啓発を目的とする。					
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助			性質	市単独	
⑥	予算科目		会計	01一般会計	款	04衛生費	項	01保健衛生費 目 06地球温暖化対策推進費
⑦	根拠法令・要綱等		新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、那覇市住宅用太陽光発電システム補助金交付要綱、那覇市住宅用太陽熱利用システム補助金交付要綱					
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		東日本大震災後の自然エネルギーへの関心と需要の高まりがあるが、供給が追いつかない状況が続いている。					
⑨	補助金の目的		地球温暖化の原因となる、温室効果ガスの削減及び、環境保護についての意識啓発を目的とする。					
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	那覇市内に在住の市民(予定も含む)					
		補助金で行う事業	住宅用太陽光発電システム導入促進					
		補助金充当対象経費	対象システムの購入費用					
⑪	補助金の成果		【太陽光】 補助件数141件、申請件数157件 【太陽熱】 補助件数 7件					

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	19	担当部課名	福祉部 福祉政策課				
①	事業名称		那覇市社会福祉協議会補助金				
②	補助金名称		那覇市社会福祉協議会補助金				
③	事務期間		始期	昭和42年	～	終期	継続
④	事業の目的		市民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など、関係機関が協力し、民間の社会福祉活動を推進すること。				
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助			性質	市単独
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	03 民生費	項 01 社会福祉費 目 01 社会福祉総務費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市社会福祉法人の助成に関する条例、那覇市社会福祉協議会補助金交付要綱				
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		赤ちゃんからお年寄りまで地域には市民の様々な困りごとがあり、その相談を受け機敏に対応する窓口が必要である。昨今は高齢者の一人暮らしが増え、孤独死等が問題となっており、また災害の大規模化、頻発により災害の際、災害弱者の避難支援について、行政だけでは十分な対応ができないおそれがあり、地域の共助が必要である。そういったことから、都市化が進行し、地域のつながりが希薄化する本市においては、普段から地域の人材をコーディネートし、コミュニティを強化することが必要である。				
⑨	補助金の目的		市民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など、関係機関と協力し、福祉活動を具体的に実践し、福祉活動を目的とする事業の推進を促し、地域福祉を推進する。				
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	那覇市社会福祉協議会				
		補助金で行う事業	法人運営、ボランティア振興、各種相談事業、福祉大会等事業、重度心身障害者医療費等貸付事業、地域福祉活動推進員設置事業等				
		補助金充当対象経費	会議費、人件費、需用費、費用弁償、通信運搬費、報償費				
⑪	補助金の成果		法人の健全な運営、ボランティアの啓発・養成・研修(ボランティア登録80団体、新規登録個人68件)需給調整(ボランティア実施194件858人)、福祉教育学習10回、福祉相談窓口設置 相談件数427件、社会福祉大会(福祉功労者の表彰181名、50団体)、重度心身障害者貸付事業(51,161件)				

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	20	担当部課名	福祉部 福祉政策課				
①	事業名称		那覇市民生委員児童委員連合会補助金				
②	補助金名称		那覇市民生委員児童委員連合会補助金				
③	事務期間		始期	不明	～	終期	継続
④	事業の目的		本市の地域福祉を支える当該団体へ補助することで、民生委員活動が活性化することにより、那覇市の地域福祉の向上を目的としている。				
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助			性質	市単独
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	03 民生費	項 01 社会福祉費 目 01 社会福祉総務費
⑦	根拠法令・要綱等		民生委員法、那覇市社会福祉事業補助金交付要綱、那覇市補助金交付規則				
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		民生委員児童委員は、地域の身近な相談相手であり、複雑・多様化している悩み等に適切かつ迅速に福祉サービスの利用援助等を受けられるように対応する必要がある。				
⑨	補助金の目的		本市の地域福祉を支える当該団体へ補助することで、民生委員活動が活性化することにより、那覇市の地域福祉の向上を目的としている。				
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	市民				
		補助金で行う事業	民生委員児童委員活動、地域福祉サービスの支援活動、団体が実施する各種研修会				
		補助金充当対象経費	会議費、人件費、需用費、費用弁償、通信運搬費、報償費				
⑪	補助金の成果		平成24年度実績で延べ約24,000件の市民の相談に応じ、福祉サービスの利用援助等を受けられるように対応していることから、本市の地域福祉の向上に寄与している。				

平成25年度行政監査対象補助事業(平成24年度実施分)

整理番号	21	担当部課名	福祉部福祉政策課							
①	事業名称		那覇市地域福祉基金助成事業							
②	補助金名称		那覇市地域福祉基金事業補助金							
③	事務期間		始期	平成4年	～	終期	継続			
④	事業の目的		民間活動の活発化等の施策を推進することにより、地域における在宅福祉、健康・生きがいづくり等、保健福祉の向上を図ることを目的とする。							
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助			性質		市単独		
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	03民生費	項	01社会福祉費	目	01社会福祉総務費
⑦	根拠法令・要綱等		・那覇市地域福祉基金条例 ・那覇市補助金等交付規則 ・那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱 ・那覇市地域福祉基金運営委員会規程							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		在宅福祉等の普及及び向上、健康・生きがいづくりの推進、ボランティア活動の活性化、その他、高齢者、障がい者、児童等の保健福祉事業などの向上が求められている。							
⑨	補助金の目的		民間活動の活発化等の施策を推進することにより、地域における在宅福祉、健康・生きがいづくり等、保健福祉の向上を図ることを目的とする。							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	NPO法人なはまちづくりネットその他							
		補助金で行う事業	若者自立のための宿泊体験プログラム事業その他							
		補助金充当対象経費	謝礼金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他経費							
⑪	補助金の成果		地域の高齢者の健康生きがいづくり、地域コミュニティーの活性化など、市民協働で地域を支えあう安全なまちづくりに寄与している。							

平成25年度行政監査対象補助事業(平成24年度実施分)

整理番号	22	担当部課名	福祉部福祉政策課				
① 事業名称			那覇保護区保護司会補助金				
② 補助金名称			那覇保護区保護司会補助金				
③ 事務期間			始期	不明	～	終期	継続
④ 事業の目的			本市及び県内において、保護監察官と協働し保護観察を行い、犯罪や非行防止の活動を推進すること。				
⑤ 補助金の分類【選択】			団体補助			性質	市単独
⑥ 予算科目			会計	一般会計	款	03民生費	項 01社会福祉費 目 01社会福祉総務費
⑦ 根拠法令・要綱等			・那覇市社会福祉法人の助成に関する条例 ・那覇市社会福祉事業補助金交付要綱 ・保護司法				
⑧ 市民ニーズ・地域課題・社会情勢			犯罪や非行防止の活動の取り組みや各種研修、関係団体との連携促進など、各種事業実施の遂行が求められている。				
⑨ 補助金の目的			・犯罪予防活動の推進 ・各種研修の実施、協力				
⑩ 補助金の内容	対象者・団体等	那覇保護区保護司会					
	補助金で行う事業	那覇保護区保護司会の運営費					
	補助金充当対象経費	運営費					
⑪ 補助金の成果			・「社会を明るくする運動」の開催 ・更生保護活動サポートセンターの設置 ・少年補導員への協力 ・協力雇用主と連携した保護観察処分者への就労支援				

平成25年度行政監査対象補助事業(平成24年度実施分)

整理番号	23	担当部課名	福祉部福祉政策課					
①	事業名称		那覇市連合遺族会運営補助金					
②	補助金名称		那覇市連合遺族会運営補助金					
③	事務期間		始期	不明	～	終期	継続	
④	事業の目的		本市戦没者の慰霊及び遺族の福祉向上を目的とする。					
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助			性質		市単独
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	03民生費	項	01社会福祉費 目 04遺家族援護費
⑦	根拠法令・要綱等		・那覇市補助金交付規則 ・那覇市社会福祉事業補助金交付要綱					
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		本市の戦没者慰霊祭実施など戦没者遺族の福祉向上が求められている。					
⑨	補助金の目的		当該団体が実施する「なぐやけの碑」慰霊祭に係る開催経費の補助。					
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	那覇市連合遺族会					
		補助金で行う事業	「なぐやけの碑」奉納名簿虫干し・旧盆供養祭、慰霊祭					
		補助金充当対象経費	会場設営、通信運搬費、需用費等					
⑪	補助金の成果		「なぐやけの碑」奉納名簿虫干し・旧盆供養祭(8月15日)約35人参加、慰霊祭(10月10日)約190人参列。					

平成25年度行政監査対象補助事業(平成24年度実施分)

整理番号	24	担当部課名	福祉部ちゃーがんにゅう課					
①	事業名称		那覇市シルバー人材センター運営補助金					
②	補助金名称		那覇市シルバー人材センター運営補助金					
③	事務期間		始期	昭和57年	～	終期	継続	
④	事業の目的		高齢者が就業を通して生きがいの発見や社会参加を図る					
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助			性質		市単独
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	01 民生費	項	01 社会福祉費 目 02老人福祉費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市高齢者就業機会確保事業補助金交付要綱 高齢者の雇用の安定等に関する法律					
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		本格的な高齢社会を迎えた現在、高齢者が就業を通して生きがいの発見や社会参加を図ることは、豊かな老後に欠くことのできない課題の一つとなっている。					
⑨	補助金の目的		高齢者就業機会確保事業(運営費補助事業:人件費、管理費、事業費)、いきいき地域サポート事業などにより、高齢者への臨時的、短期的な就業の場の提供が行われている。					
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	社団法人那覇市シルバー人材センター					
		補助金で行う事業	那覇市シルバー人材センターの運営補助					
		補助金充当対象経費	高齢者就業機会確保事業 いきいき地域サポート事業					
⑪	補助金の成果		臨時的、短期的な就業の場を60歳以上の会員に提供する事業が、那覇市の補助により安定的に行われている。					

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	25	担当部課名	福祉部ちゃーがんじゅう課							
①	事業名称		那覇市高齢者公共交通割引制度							
②	補助金名称		那覇市高齢者公共交通割引補助金							
③	事務期間		始期	平成21年度	～	終期	継続			
④	事業の目的		70歳以上の高齢者の外出を促すことで、要介護状態を未然に防ぎ、生きがいづくりや健康づくりを自主的に行う高齢者の拡大を主目的とする。							
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助				性質		市単独	
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	01 民生費	項	01 社会福祉費	目	02 老人福祉費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市補助金交付規則 那覇市高齢者公共交通割引補助金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		高齢者社会の中、70歳以上の高齢者の外出機会に寄与することで要介護状態を未然に防ぐ必要がある。							
⑨	補助金の目的		販売価格600円のうち、沖縄都市モノレール株式会社が100円、那覇市が200円負担をし、半額の300円にて販売を行う。							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	沖縄都市モノレール株式会社							
		補助金で行う事業	沖縄都市モノレール株式会社が販売する「がんじゅう1日乗車券」の販売枚数に応じて、補助金を交付する。「がんじゅう1日乗車券」購入日当日に、ゆいれーる全線が乗り放題になる乗車券で、通常の1日乗車券を半額300円で土・日・祝日・慰霊の日に販売されている。							
		補助金充当対象経費	1件あたり200円							
⑪	補助金の成果		毎年利用件数が増加しており、高齢者の外出機会に寄与している。							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	26	担当部課名	福祉部障がい福祉課							
①	事業名称		那覇市身体障害者福祉協会運営補助金							
②	補助金名称		那覇市社会福祉事業補助金							
③	事務期間		始期		～	終期	継続			
④	事業の目的		障がい者の福祉の向上を図る。							
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助			性質	市単独			
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	03民生費	項	01社会福祉費	目	02障害者福祉費
⑦	根拠法令・要綱等		1那覇市社会福祉法人の助成に関する条例 2那覇市補助金等交付規則 3那覇市社会福祉事業							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」の制定など、近年、障がい者の権利擁護や社会的障壁の除去等に関し、社会的な関心や当事者本人、市民等の意識が高まりつつある。							
⑨	補助金の目的		障がい者の社会参加、自立支援等、補助金を交付することで、各種事業の円滑な実施に寄与する。							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	社団法人那覇市身体障害者福祉協会							
		補助金で行う事業	機関紙・広報誌の発行、交流事業等							
		補助金充当対象経費	事務消耗品、年末芸能交流会費、機関紙印刷代等							
⑪	補助金の成果		理事会の開催等の組織運営や「身協だより」等の機関紙・広報誌発行、年末芸能交流会等の交流事業など福祉向上のための事業実施に寄与している。							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	27	担当部課名	福祉部 障がい福祉課					
①	事業名称		地域活動支援センターⅢ型販路拡大支援事業					
②	補助金名称		那覇市地域活動支援センターⅢ型事業所販路拡大支援補助金					
③	事務期間		始期	平成15年度	～	終期		
④	事業の目的		地域活動支援センターⅢ型事業所の製作品及び生產品の販路拡大を支援する。					
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助			性質	市単独	
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	03民生費	項	01社会福祉費 目 02障害者福祉費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市地域活動支援センターⅢ型事業所販路拡大支援補助金交付要綱					
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		障がい者の自立促進が求められている中、収入増額とともに就労訓練を効果的に進めるために、利用者が所属する事業所とは別の場所で販売や運営を行うことが必要であると判断する。多くの市民と接客するので、訓練効果の増大が期待できる。					
⑨	補助金の目的		地域活動支援センターⅢ型事業所の製作品及び生產品の販路拡大を支援するため、販売店舗の家賃を補助する。					
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	Ⅲ型事業所の運営改善等を目的とする那覇市障がい者地域活動協議会					
		補助金で行う事業	地域活動支援センターⅢ型事業所の製作品及び生產品の販路拡大のため販売店舗を運営する。					
		補助金充当対象経費	販売店舗の家賃					
⑪	補助金の成果		販売店舗の「手作り工房の店フェニックス」において、地域活動支援センターⅢ型事業所を中心とした8事業所が日替わりで授産品等を販売・接客している。 販売を通じた利用者の就労訓練や事業所活動費、及び工賃の増額に繋がっている。					

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	28	担当部課名	経済観光部 商工農水課							
①	事業名称		企業立地促進奨励助成事業							
②	補助金名称		企業立地促進奨励助成金							
③	事務期間		始期	平成12年	～	終期	継続			
④	事業の目的		雇用の拡大及び産業の振興							
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助				性質		市単独	
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	07 商工費	項	01 商工費	目	02 商工業振興費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		市の失業率は全国と比較し依然高く、市内への企業立地を促すことで市民の雇用される機会を増加させ、失業率の改善を図る必要がある。							
⑨	補助金の目的		雇用の拡大及び産業の振興							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	那覇市に立地し、一定数、一定期間以上那覇市民を雇用した企業							
		補助金で行う事業	市内に新たに賃借、建設し、本市で新たに事業を行う者に助成を行う							
		補助金充当対象経費	助成基準に基づき算出した金額を交付している。							
⑪	補助金の成果		立地数増に伴う、市民雇用の拡大及び法人税等の税収増							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	29	担当部課名	経済観光部 商工農水課							
①	事業名称		那覇商工会議所事業費助成							
②	補助金名称		那覇市商工業振興奨励補助金							
③	事務期間		始期	昭和50年度	～	終期	継続			
④	事業の目的		産業振興に大きく寄与している、那覇商工会議所の事業を支援するため。							
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助			性質	市単独			
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	07 商工費	項	01 商工費	目	02商工業振興費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市補助金等交付規則 ・ 那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		市内商工業の中核的機関として、市内商工業の経営支援、商店街の活性化、人材育成の支援など多くの事業を展開し、市内商工業のリーダーシップを担っている。							
⑨	補助金の目的		市内商工業の振興促進							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	那覇市の商工団体							
		補助金で行う事業	・商店街の振興推進及び市内中小・小規模企業等の支援 ・経済産業視察 ・賃金実態調査 ・経済講演会・セミナー等事業							
		補助金充当対象経費	講習会費・旅費・印刷費・講師謝金など							
⑪	補助金の成果		市内商工業の活性化・支援に成果がある。							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	30	担当部課名	経済観光部 商工農水課							
①	事業名称		日本商工会議所青年部第32回全国大会おきなわ那覇大会事業費補助金							
②	補助金名称		日本商工会議所青年部第32回全国大会おきなわ那覇大会事業費補助金							
③	事務期間		始期	平成24年	～	終期	平成24年			
④	事業の目的		地域経済の発展に寄与すること							
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助				性質		市単独	
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	07商工費	項	01商工費	目	02商工業振興費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		地域経済の発展に寄与することを目的に開催される全国的な大会であることから、同事業に係る事業費支援のための補助金である。							
⑨	補助金の目的		日本商工会議所青年部全国大会開催に係る事業費支援							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	那覇商工会議所青年部							
		補助金で行う事業	第32回全国大会おきなわ那覇大会事業							
		補助金充当対象経費	大会経費							
⑪	補助金の成果		全国の商工会議所青年部ほか、個人や団体との情報交換、交流が促進された。							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	31	担当部課名	経済観光部商工農水課					
①	事業名称		障がい者雇用安定化推進事業					
②	補助金名称		障がい者雇用安定化推進事業奨励金					
③	事務期間		始期	平成18年度	～	終期	継続	
④	事業の目的		市内に在住する障がい者の雇用の推進を図る。					
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助			性質		市単独
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	05 労働諸費	項	01 労働諸費 目 01 労働諸費
⑦	根拠法令・要綱等		障がい者雇用安定化推進事業奨励金交付要綱					
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		障がい者雇用の推進を図るため、国が実施するトライアル雇用の後に引き続き3ヶ月以上障がい者を雇用した事業主に対して対象期間(3か月)に支給された月額賃金の1/2の額、ただし5万円/月を上限として奨励金を交付する。					
⑨	補助金の目的		市内に在住する障がい者の雇用の推進を図る。					
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	トライアル雇用後、引き続き那覇市在住の障がい者を雇用した事業主					
		補助金で行う事業	障害者雇用					
		補助金充当対象経費	人件費					
⑪	補助金の成果		障がい者雇用実績 平成23年度2人 平成24年度15人					

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	32	担当部課名	経済観光部 商工農水課							
①	事業名称		小口資金融資事業							
②	補助金名称		那覇市信用保証料補填補助金							
③	事務期間		始期	平成15年	～	終期	継続			
④	事業の目的		信用力・担保力の乏しい小規模事業者の、円滑な資金調達に寄与する。							
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助			性質		市単独		
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	07商工費	項	02商工費	目	02商工振興費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市信用保証料補填補助金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		那覇市・銀行・信用保証協会三社が協力して、利率及び信用保証料が低利で、小規模企業者が利用しやすい融資制度を提供。							
⑨	補助金の目的		小口融資の信用保証料を、一般保証より低率にしてみようための補填補助金							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	沖縄県信用保証協会							
		補助金で行う事業	小口資金融資事業							
		補助金充当対象経費	信用保証料							
⑪	補助金の成果		プロパーの融資より信用保証料が安くなるので、小規模企業者が支払いやす							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	33	担当部課名	経済観光部 商工農水課							
①	事業名称		若年者雇用安定化推進事業							
②	補助金名称		若年者雇用安定化推進事業奨励金							
③	事務期間		始期	平成15年度	～	終期	継続			
④	事業の目的		市内の若年者雇用の推進を図る。							
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助			性質	市単独			
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	05 労働諸費	項	01 労働諸費	目	01 労働諸費
⑦	根拠法令・要綱等		若年者雇用安定化推進事業奨励金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		若年者の失業率が高いという現実を踏まえ若年者雇用の推進を図るため、国が実施するトライアル雇用の後に引き続き2ヶ月以上若年者を雇用した事業主に対して対象期間(2か月)に支給された月額賃金の1/2の額、ただし4万円/月を上限として奨励金を交付する。							
⑨	補助金の目的		市内の若年者雇用の推進を図る。							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	トライアル雇用後、引き続き那覇市在住の若年者を雇用した事業主							
		補助金で行う事業	若年者雇用							
		補助金充当対象経費	人件費							
⑪	補助金の成果		若年者雇用実績 平成23年度7人 平成24年度9人							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	34	担当部課名	経済観光部 商工農水課							
①	事業名称		補助金(団体補助)							
②	補助金名称		那覇市商工業振興奨励補助金							
③	事務期間		始期	昭和52年度	～	終期	継続			
④	事業の目的		市内の産業振興に寄与している沖縄県中小企業団体中央会の事業を支援するため。							
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助			性質	市単独			
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	07 商工費	項	01 商工費	目	02商工業振興費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市補助金等交付規則 ・ 那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		市内の商工業は、中小、零細企業がほとんどであり、事業組合の組織化指導や情報の提供などニーズは高い。							
⑨	補助金の目的		市内商工業の振興促進							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	那覇市の商工団体							
		補助金で行う事業	組織強化事業・中小企業大会参加事業							
		補助金充当対象経費	講演会費・表彰費・車輛リース費・油脂燃料費・大会参加費							
⑪	補助金の成果		市内中小企業の発展向上に役立っている。							

平成25年度行政監査対象補助事業(平成24年度実施分)

整理番号	35	担当部課名	経済観光部 商工農水課							
①	事業名称		営農指導等促進事業(補助金)							
②	補助金名称		那覇市農業共済事業普及推進補助金							
③	事務期間		始期	平成14年度	～	終期	平成25年度で終了予定			
④	事業の目的		災害等による損失を補填し農業経営の安定化及び生産力の向上を図る							
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助			性質	平成23年度まで100%県補助金。 平成24年度より市費単独			
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	06 農林水産業費	項	03 農業費	目	03 農業振興費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市農業共済事業普及推進補助金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		平成21年度～平成24年度 有資格者戸数32戸							
⑨	補助金の目的		沖縄県農業共済組合の園芸施設共済に加入する者が負担する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、農業共済事業の強化と啓発を図る。							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	沖縄県農業共済組合の園芸施設共済に加入する者。							
		補助金で行う事業	沖縄県農業共済組合の園芸施設共済事業							
		補助金充当対象経費	共済加入する者が負担する経費							
⑪	補助金の成果		平成21年度	有資格者戸数32戸中、申請戸数10戸	補助額80,000円					
			平成22年度	有資格者戸数32戸中、申請戸数9戸	補助額50,000円					
			平成23年度	有資格者戸数32戸中、申請戸数7戸	補助額47,000円					
			平成24年度	有資格者戸数32戸中、申請戸数7戸	補助額65,000円					

平成25年度行政監査対象補助事業(平成24年度実施分)

整理番号	36	担当部課名	経済観光部なはまちなか振興課					
①	事業名称		那覇市頑張るマチグワ－支援事業					
②	補助金名称		那覇市頑張るマチグワ－支援基金事業補助金					
③	事務期間		始期	平成21年度	～	終期	継続	
④	事業の目的		那覇市の中心商店街の活性化に向けた事業を行うも者の創意工夫による積極的な取り組み、提案事業を財政支援し、多くの地元客を呼び戻し、賑わいを生み出していくこと。					
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助			性質		市単独
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	07 商工費	項	01 商工費 目 02 商工業振興費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市頑張るマチグワ－支援基金事業補助金交付要綱					
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		商業統計調査によると、事業所数や年間商品販売額が各通り会で減少傾向にあり、厳しい状態にあることが伺える。					
⑨	補助金の目的		通り会による、商店街の活性化へ向けた積極的な取り組みに対し、支援を行う。					
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	本市の中心商店街にある、商店街振興組合、任意の商店街・通り会、NPO等					
		補助金で行う事業	テーマに沿った商店街・街づくり①地元客を引き付ける魅力②地元客と観光客の交流を促進しにぎわいを創出③高齢者・障がい者にやさしい④子供にやさしい⑤地域・歴史にちなんだ⑥安全・安心⑦地域連帯の強化促進					
		補助金充当対象経費	①講師等謝礼金②旅費③人件費④需用費⑤役務費⑥委託料⑦工事費⑧備品整備費⑨使用料および賃借料⑩その他経費					
⑪	補助金の成果		各通り会等が、提案・実施をすることで、会員の結束、意識の向上、他通り会との繋がりがうまれ、マチグワ－全体の活性化に寄与している。					

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	37	担当部課名	こどもみらい部 こどもみらい課							
①	事業名称		障がい児保育事業							
②	補助金名称		那覇市特別保育事業費補助金							
③	事務期間		始期	平成21年度	～	終期	継続			
④	事業の目的		健全児とともに健全な社会性の成長、発達を促す目的で事業を実施する。							
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助			性質	市単独			
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	03 民生費	項	02 児童福祉費	目	01 児童福祉総務費
⑦	根拠法令・要綱等		児童福祉法第24条							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		那覇市の障がい児保育は、療育センター、保育所が連携し、相談から早期療育（親子通園）、統合保育（社会的保育）が実施され就学前療育が継続して行われていることが大きな特徴です。当初は指定園制をとっていましたが、現在は、保護者の希望する園への入園と変わり、「障がい児と健全児が共に育ち、共に伸びる」保育を目指しています。保育に欠け、障害を持つ児童を受入れるため、保育士の加配を実施しています。							
⑨	補助金の目的		障がい児保育事業の促進							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	認可保育園において、障がい児保育を実施している園							
		補助金で行う事業	障がい児保育							
		補助金充当対象経費	障がい児保育担当保育士人件費							
⑪	補助金の成果		平成24年度受入人数 軽度障がい児30人 中度障がい児50人 計80人受入							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	38	担当部課名	こどもみらい部 こどもみらい課							
①	事業名称		保育所地域活動事業							
②	補助金名称		那覇市特別保育事業費補助金							
③	事務期間		始期	平成24年度	～	終期	継続			
④	事業の目的		多様化する保育需要に積極的に対応することを目的としています。							
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助				性質		市単独	
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	03 民生費	項	02 児童福祉費	目	01 児童福祉総務費
⑦	根拠法令・要綱等		次世代育成対策推進法							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用して地域の需要に応じた幅広い活動を推進しています。							
⑨	補助金の目的		地域交流の促進							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	認可保育園において、地域活動事業を実施している園							
		補助金で行う事業	地域活動事業							
		補助金充当対象経費	地域活動に必要な経費							
⑪	補助金の成果		保育所、地域住民との交流を通して地域に開かれた保育園として、認知度も高まっています。							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	39	担当部課名	こどもみらい部 こどもみらい課				
①	事業名称		一時保育促進事業				
②	補助金名称		那覇市特別保育事業費補助金				
③	事務期間		始期	平成21年度	～	終期	平成24年度
④	事業の目的		保育の対象とならない就学前児童であって、一時的に保育が必要となる児童を保育所で保育する事業				
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助			性質	市単独
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	03 民生費	項 02 児童福祉費 目 01 児童福祉総務費
⑦	根拠法令・要綱等		児童福祉法第24条				
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		平成22年度以降一時保育から一時預かり事業へ移行していく。				
⑨	補助金の目的		一時保育促進事業の実施				
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	認可保育園において、一時保育促進事業を実施している園				
		補助金で行う事業	一時保育促進事業				
		補助金充当対象経費	一時保育促進事業担当保育士人件費 他必要な経費				
⑪	補助金の成果		平成24年度実績 18園で実施 年間利用人数(延べ人数)6,954人				

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	40	担当部課名	こどもみらい部こども政策課				
①	事業名称		地域組織活動育成事業				
②	補助金名称		那覇市地域組織活動育成事業補助金				
③	事務期間		始期	昭和54年ごろ	～	終期	継続
④	事業の目的		母親クラブの活動を通して、地域における児童健全育成活動				
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助			性質	市単独
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	03民生費	項 02児童福祉費 目 01児童福祉総務費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市地域組織活動育成事業補助金交付要綱				
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		人間関係の希薄化など地域における子どもたちを取り巻く環境が変化する中で、地域において子どもたちを見守る機会をつくることが求められている。				
⑨	補助金の目的		母親クラブが行う児童健全育成活動費を補助することにより、地域における児童健全育成を推進する。				
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	市内11児童館で活動している11母親クラブ				
		補助金で行う事業	児童健全育成活動				
		補助金充当対象経費	母親クラブの活動費				
⑪	補助金の成果		母親を中心とした親同士が母親クラブの活動を通して、母親・父親たちが互いに助け合ったり、地域の子どもたちを見守る機会をつくる。				

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	41	担当部課名	こどもみらい部 子育て応援課							
①	事業名称		母子家庭等職業自立支援事業奨励金							
②	補助金名称		母子家庭等職業自立支援事業奨励金							
③	事務期間		始期	H17年度		～	終期	継続		
④	事業の目的		母子家庭の母等の自立支援							
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助				性質		市単独	
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	03民生費	項	02児童福祉費	目	03母子福祉費
⑦	根拠法令・要綱等		母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法第7条							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		ハローワークの基金訓練事業の終了に伴い、平成24年度から実績も増えていることから、今後も母子世帯の安定雇用に必要な事業である。							
⑨	補助金の目的		母子家庭の母等の自立を支援するため、就労支援の手段として、常用雇用に結びつけることを目的に事業主に対して奨励金を交付する。							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	母子家庭の母等を雇用した事業主							
		補助金で行う事業	対象労働者の雇用							
		補助金充当対象経費	対象労働者の賃金額(3ヶ月分限度)							
⑪	補助金の成果		対象労働者数(雇用者数) H22、5人。H23、5人。H24、9人。							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	42	担当部課名	学校教育部青少年育成課							
①	事業名称		補助金(那覇市青少年健全育成市民会議)							
②	補助金名称		那覇市生涯学習振興費補助金							
③	事務期間		始期	平成9年	～	終期	継続			
④	事業の目的		青少年に関わる関係機関、団体等と相互に連携をとりながら、市民協働で青少年の育成を目的として諸事業活動を展開している那覇市青少年健全育成市民会議へ補助金を交付し、活動の援助を図る。							
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助				性質		市単独	
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育総務費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市生涯学習振興費補助金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く市民の総意を集結して本市の青少年健全育成施策と呼応して、次代を担う青少年の健全育成が求められている。							
⑨	補助金の目的		市民協働で青少年を育成する事業を展開している市民会議へ補助することにより活動の援助を行う。							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	那覇市青少年健全育成市民会議							
		補助金で行う事業	青少年健全育成事業							
		補助金充当対象経費	人件費・青少協活動費							
⑪	補助金の成果		青少年に関わる関係機関、団体等が相互に連携しながら、市内の青少年育成活動を促進し、次代を担う青少年の健全育成に寄与している。							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号		43	担当部課名		学校教育部青少年育成課						
①	事業名称			補助金(那覇市青年団体連絡会)							
②	補助金名称			那覇市生涯学習振興費補助金							
③	事務期間			始期	平成14年	～	終期	継続			
④	事業の目的			那覇市内の各地域で活動する青年団体を集め、青年(会)活動の活性化・健全育成を図ると共に、本市の伝統芸能の継承と発展に寄与することを目的に活動している青年団体連絡会へ補助金を交付し支援を図る。							
⑤	補助金の分類【選択】			団体補助			性質		市単独		
⑥	予算科目			会計	一般会計	款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育総務費
⑦	根拠法令・要綱等			那覇市生涯学習振興費補助金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢			青年が地域活動は、伝統芸能の継承と発展に寄与し、地域社会の活性化に大きく貢献でき、青年の育成にもつながる。							
⑨	補助金の目的			那覇市内における青年活動の活性化を図るとともに、青年層の人材養成を行う。							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等		那覇市青年団体連絡会							
		補助金で行う事業		伝統芸能の継承と発展活動・青年会活動							
		補助金充当対象経費		運営費・活動費							
⑪	補助金の成果			市内の各地域で活動する青年団体を網羅し、青年活動の活性化を図るとともに、ボランティア活動や青年層の人材養成につながる。							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	44	担当部課名	学校教育部青少年育成課							
①	事業名称		日本ボーイスカウト沖縄県連盟運営補助金							
②	補助金名称		那覇市生涯学習振興費補助金							
③	事務期間		始期	平成7年	～	終期	平成26年3月			
④	事業の目的		市内で活動するボーイスカウトを統括し、各事業・研修等により青少年健全育成を図っている一般財団法人日本ボーイスカウト沖縄県連盟へ補助金を交付し支援を図る。							
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助				性質		市単独	
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育総務費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市生涯学習振興費補助金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		ボーイスカウト運動を通じ、青少年の優れた人格を形成し、国際友愛精神の増進を図るとともに、青少年の健全育成が求められている。							
⑨	補助金の目的		市内在の団体へ活動費の一部を補助することにより、ボーイスカウト活動による青少年の健全育成を行う。							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	一般財団法人日本ボーイスカウト沖縄県連盟							
		補助金で行う事業	青少年の健全育成							
		補助金充当対象経費	事業費							
⑪	補助金の成果		ボーイスカウト運動を振興し、青少年の健全育成に寄与している。							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	45	担当部課名	建設管理部 道路管理課							
①	事業名称		私道整備補助金							
②	補助金名称		私道整備補助金							
③	事務期間		始期	平成4年度	～	終期	継続			
④	事業の目的		私道整備補助金を交付して、その整備を促進し地域住民の利便性向上と生活環境の改善を図る。							
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助			性質		市単独		
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	08土木費	項	02道路橋りょう費	目	02道路維持費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市私道整備補助金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		私道の老朽化によって、車両や歩行者の通過通行の支障となる中、助成制度の有無によっては地域住民による積極的な行政への関わりも影響することを考えると継続して事業を進めていく必要がある。							
⑨	補助金の目的		私道整備補助金を交付して、その整備を促進し地域住民の利便性向上と生活環境の改善を図る。							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	那覇市内に住む、私道を生活道路として利用されている方							
		補助金で行う事業	私道整備補助金							
		補助金充当対象経費	道路工事費(舗装工事、側溝工事)							
⑪	補助金の成果		道路の舗装あるいは側溝を設置することにより表面排水処理が機能し歩行者の通行にも支障なく改善された。							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	46	担当部課名	生涯学習部市民スポーツ課					
①	事業名称		第64回沖縄県民体育大会先島地区開催に伴う派遣補助金					
②	補助金名称		第64回沖縄県民体育大会先島地区開催に伴う派遣補助金					
③	事務期間		始期	平成24年度	～	終期	平成24年度(5年毎)	
④	事業の目的		本市の競技力の向上					
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助			性質		市単独
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	10 教育費	項	06 保健体育費 目 01 保健体育総務費
⑦	根拠法令・要綱等		スポーツ基本法第34条、那覇市社会体育振興費補助金交付要綱					
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		県民体育大会は那覇・浦添地区、中頭地区、北部地区、先島地区で毎年持ち回りで開催されるため、先島地区で開催の場合、航空運賃、宿泊料等支援していく必要がある。					
⑨	補助金の目的		先島地区で開催される第64回沖縄県民体育大会に選手、役員を派遣する。					
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	NPO法人那覇市体育協会					
		補助金で行う事業	第64回沖縄県民体育大会先島地区開催に伴う派遣					
		補助金充当対象経費	県民体育大会への選手、役員の派遣に伴う航空賃、宿泊料、車のレンタル料					
⑪	補助金の成果		平成22年度～平成24年度県民体育大会 男女総合、女子優勝					

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	47	担当部課名	生涯学習部市民スポーツ課					
①	事業名称		那覇市体育協会運営補助金					
②	補助金名称		那覇市体育協会運営補助金					
③	事務期間		始期	平成15年度	～	終期	継 続	
④	事業の目的		市民の体育文化の発展、向上					
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助			性質		市単独
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	10 教育費	項	06 保健体育費 目 01 保健体育総務費
⑦	根拠法令・要綱等		スポーツ基本法第34条、那覇市社会体育振興費補助金交付要綱					
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		市民スポーツの活動推進、県民体育大会への選手派遣、スポーツ少年団の育成、加盟競技団体の組織の強化及び競技力の向上等、本市のスポーツ・レクリエーション活動の中核として活動している団体なので支援していく必要がある。					
⑨	補助金の目的		市民の健康・体力づくりを推進、スポーツの普及・振興を図り、市民の体育文化の発展に寄与しているNPO法人那覇市体育協会に運営費を補助する。					
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	NPO法人那覇市体育協会					
		補助金で行う事業	スポーツ少年団の育成、県民体育大会への選手の派遣等					
		補助金充当対象経費	スポーツ少年団育成費、県民体育大会費等					
⑪	補助金の成果		平成22年度～平成24年度県民体育大会 男女総合、女子優勝 平成24年度スポーツ少年団の加入実績(登録団体 159団体、4, 610人)					

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	48	担当部課名	生涯学習部市民スポーツ課							
①	事業名称		天皇賜杯第67回全日本軟式野球選手権大会補助金							
②	補助金名称		天皇賜杯第67回全日本軟式野球選手権大会補助金							
③	事務期間		始期	平成24年度	～	終期	平成24年度(各都道府県)			
④	事業の目的		本市の軟式野球の振興及び観光振興							
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助			性質		市単独		
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	10 教育費	項	06 保健体育費	目	01 保健体育総務費
⑦	根拠法令・要綱等		スポーツ基本法第34条、那覇市社会体育振興費補助金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		本大会は祖国復帰40周年記念事業の一環で各都道府県持ち回りで開催されている。特に主会場は、本市の沖縄セルラースタジアムで開催されるため、支援していく必要がある。							
⑨	補助金の目的		本市の沖縄セルラースタジアムを中心の開催される天皇賜杯第67回全日本軟式野球選手権大会の補助							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	沖縄県野球連盟							
		補助金で行う事業	天皇賜杯第67回全日本軟式野球選手権大会							
		補助金充当対象経費	大会の運営費							
⑪	補助金の成果		全国から51チーム(選手1,020名)、役員200名余の他応援団が多数来県した。							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	49	担当部課名	学校教育部学校教育課							
①	事業名称		那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金							
②	補助金名称		学校教育関係団体等補助金							
③	事務期間		始期	昭和53年	～	終期	継続			
④	事業の目的		中学校体育の振興と生徒の健全育成							
⑤	補助金の分類【選択】		団体補助			性質	市単独			
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	10 教育費	項	01教育総務費	目	02 事務局費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市学校教育関係団体等補助金交付要綱							
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		学校教育において、中学校生徒の体力・運動能力の向上を通じた健康の保持・増進とともに、心身共に健全な育成を図ることが求められている。							
⑨	補助金の目的		那覇地区中学校体育連盟が主催する大会の運営を補助することにより、中学校体育の振興とスポーツ活動を通して心身ともに健全な生徒の育成を図ります。							
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	那覇地区中学校体育連盟							
		補助金で行う事業	中学校体育大会(夏季総体、地区陸上競技大会、地区駅伝競走大会等)							
		補助金充当対象経費	団体活動費							
⑪	補助金の成果		中学校体育の振興と生徒の体力・運動能力の向上を通じた健康の保持・増進、スポーツ活動を通して心身共に健全な生徒の育成が図られます。							

平成25年度行政監査対象補助事業（平成24年度実施分）

整理番号	50	担当部課名	市民文化部 文化財課					
①	事業名称		新垣家住宅保存整備事業					
②	補助金名称		新垣家住宅保存整備事業補助金					
③	事務期間		始期	平成21年度	～	終期	平成27年度	
④	事業の目的		国指定重要文化財の保存修理					
⑤	補助金の分類【選択】		事業補助			性質		市単独
⑥	予算科目		会計	一般会計	款	10 教育費	項	5 社会教育費 目 5 文化財保護費
⑦	根拠法令・要綱等		那覇市文化財保存事業費補助金交付要綱					
⑧	市民ニーズ・地域課題・社会情勢		伝統的な壺屋の陶工の住宅形式を知る上で唯一残された貴重な建造物であり、本市の観光の一翼を担うものとして、積極的に進めるべきものと考えらる。					
⑨	補助金の目的		国指定重要文化財の建造物等を保存修理し、公開活用します。					
⑩	補助金の内容	対象者・団体等	所有者(新垣和子他)					
		補助金で行う事業	文化財の保存修理					
		補助金充当対象経費	工事請負費・委託料・事務費					
⑪	補助金の成果		貴重な文化財及び観光資源として、壺屋地区のシンボルとして、将来にわたり保存活用されます。					

凡 例

表中の記述は、次の要領による。

- 1 表中の名称、文言等は、各所管課が記載したものに適宜修正を加えたものである。（修正の必要がある場合のみ。）
- 2 表中の@の欄中○○その他とあるものは、記載事項が多いため、紙面の都合上、その他の記載は省略しました。